

第3期

まんのう町

子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

香川県 まんのう町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	2
1. 子ども・子育て支援法における支援の類型.....	4
2. 施設型給付.....	5
3. 地域型保育給付.....	5
4. 施設等利用給付.....	5
5. 地域子ども・子育て支援事業.....	6
6. 幼保連携型認定こども園の制度.....	6
第2章 まんのう町の子どもと子育て家庭の現状と課題	7
第1節 人口や就業状況、保育所・こども園等の状況.....	7
1. 人口.....	7
2. 人口動態.....	7
3. 世帯類型.....	8
4. 年齢別の就業状況.....	9
5. 晩婚化・非婚化の状況.....	10
6. 保育所・こども園の状況.....	11
7. 放課後児童クラブの状況.....	12
第2節 アンケートから見た町内の子育て家庭のニーズ.....	13
1. 調査方法.....	13
2. 子育て環境や支援の満足度.....	14
3. 教育・保育事業の現在の利用状況・利用希望.....	15
4. 地域の子育て支援事業の利用希望.....	16
5. 土曜・休日・長期休暇中の教育・保育事業の利用希望.....	17
6. 病児・病後児保育施設等の利用希望.....	18
7. 一時預かり等の利用希望.....	18
8. 放課後の過ごし方に対する希望.....	19
第3節 第2期子ども・子育て支援事業計画の推進状況.....	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
第1節 計画の基本理念.....	23
第2節 子どもの人口の見通し.....	24
第3節 教育・保育提供区域の設定.....	24
第4節 基本方針.....	25

第5節 施策の体系	26
第4章 分野別施策の展開(計画)	27
第1節 地域における子育て支援	27
1. 地域における子育て支援の充実	27
2. 保育の充実	29
3. 子育て支援のネットワークづくり	34
4. 各種経済支援施策の推進	34
第2節 親と子が健やかに暮らせる支援体制	36
1. 子どもや母親の健康の確保	36
2. 食育の推進	45
3. 「木育」「花育」「生き物学習」等 自然学習の推進 《 新規 》	47
4. 各種経済支援施策の推進	48
第3節 すべての子どもの権利を尊重する社会づくり	49
1. 児童虐待防止対策の充実	49
2. 障害児施策の充実	49
3. 子どもの未来を応援する各種施策の推進	52
第4節 安全・安心な生活環境の実現	55
1. 安全な道路交通環境の整備	55
2. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	55
3. 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	56
4. 安心して外出できる環境の整備	56
5. 安全・安心まちづくりの推進	56
第5節 仕事と育児の両立のための環境づくり	57
1. 多様な働き方の推進及び働き方の見直し	57
2. 仕事と子育ての両立の促進	57
第6節 子どもの生きる力の育成と学校・家庭教育の充実	58
1. 子どもが健やかに育ち、親になる準備ができる保健活動の推進	58
2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	60
3. 家庭や地域の教育力の向上	62
4. 子どもの健全育成	65
第5章 子ども・子育て支援の見込量	68
第1節 需要量の算出方法	68
1. 算出項目	68
2. 算出方法	69
3. 需要量の算出イメージ	69
第2節 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み	70
1. 量の見込み	70

2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	71
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	72
1. 利用者支援事業.....	72
2. 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター).....	72
3. 妊婦健康診査事業.....	73
4. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業).....	73
5. 養育支援訪問事業等.....	73
6. 子育て短期支援事業.....	74
7. ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業).....	74
8. 一時預かり事業.....	75
9. 延長保育事業.....	76
10. 病児・病後児保育事業.....	76
11. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ).....	77
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	78
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	78
14. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度).....	78
15. 妊婦等包括相談支援事業.....	79
16. 産後ケア事業.....	79
17. 子育て世帯訪問支援事業.....	80
18. 児童育成支援拠点事業.....	80
19. 親子関係形成支援事業.....	81
第6章 母子保健サービスと健康水準の指標.....	82
第1節 指標設定の前提.....	82
第2節 母子保健サービスと健康水準の指標.....	82
第7章 計画の推進.....	84
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	84
1. 連携による施策の推進.....	84
2. 庁内関係機関の連携.....	84
第2節 計画の進行管理.....	84
参考資料.....	85
1. 計画策定の経過.....	85
2. まんのう町子ども・子育て会議条例.....	86
3. まんのう町子ども・子育て会議委員名簿.....	88
4. 用語集.....	89

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援に基づく現行制度は、平成 24 年8月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」(以下「子ども・子育て関連3法」とする)に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です。

まんのう町(以下:本町)では、これまで平成 17 年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した、「まんのう町次世代育成支援行動計画(後期計画)」(計画年間:平成 22 年度～平成 26 年度)、そして「子ども・子育て支援法」に基づいて策定した「第1期まんのう町子ども子育て支援事業計画」(計画年間:平成 27 年度～令和元年度)、「第 2 期まんのう町子ども子育て支援事業計画」(計画年間:令和 2 年度～令和 6 年度)に沿って、子育てに関する支援の強化・拡充に努めてきました。

令和4年には、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、令和5年には「こども家庭庁」の発足や「こども大綱」の策定が行われました。これらの取組により、子育て支援策は充実してきたものの、少子化は進行しており、またこれまで以上のより質の高い教育・保育の充実を求める声もあがっています。

このような状況の中、本町では前計画を検証し、社会状況の変化に対応しつつ各計画と連携した子育て施策を展開していくため「第3期まんのう町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援行動計画(後期計画)で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

また本町においては令和5年度に「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しており、新たに策定した計画との連携、まんのう町総合計画をはじめとする、まんのう町健康増進計画・食育推進計画、まんのう町教育振興計画、まんのう町障害福祉計画・障害児福祉計画、等の関連計画との整合性を図りながら計画策定を進めました。

第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和 7(2025)年度から、令和 11(2029)年度までを計画期間とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
まんのう町子ども・子育て 支援事業計画 〔第1期〕					まんのう町子ども・子育て 支援事業計画 〔第2期〕					まんのう町子ども・子育て 支援事業計画 〔第3期〕				
		中間見直し		第2期計画の策定			中間見直し		第3期計画の策定			中間見直し		第4期計画の策定

第4節 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

子ども・子育て支援法に基づく制度とは、平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3法に基づく制度です。

これまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有する（教育法第10条に規定）という基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。

令和6年度に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、「こども未来戦略」に基づく新たな少子化対策が盛り込まれており、ライフステージを通じた経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯への支援拡充、共働き・共育ての推進等により子育て世帯への支援の強化が見込まれます。全ての子ども・子育て世帯への支援拡充の中には、妊婦等包括

相談支援事業、こども誰でも通園制度、産後ケア事業提供体制等の事業体制の整備を進め、子育てしやすい環境の提供を目指します。

■ 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の「総合的な」提供
- 保育の「量的」拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 「地域の」子ども・子育て支援の充実

1. 子ども・子育て支援法における支援の類型

「子ども・子育て支援法」の支援内容は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となっています。

■ 子ども・子育て支援法における支援の類型

給付の区分			事業名
子ども・子育て 支援給付	子どものための 教育・保育給付	施設型給付	公立幼稚園
			子ども・子育て支援法に 基づく制度への移行を選択する私立幼稚園
			公立認可保育所
			幼保連携型認定こども園
			幼稚園型認定こども園
			保育所型認定こども園
			地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 （市町村が認可）	小規模保育
			家庭的保育
			居宅訪問型保育
	子育てのための 施設等利用給付	施設等利用給付	事業所内保育
			幼稚園（従来型）
			特別支援学校
			預かり保育事業
	地域子ども・子育て支援事業		
			利用者支援事業
			地域子育て支援拠点事業
			妊婦健康診査
			乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
			養育支援訪問事業等
			子育て短期支援事業
			ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）
			一時預かり事業
			延長保育事業
			病児・病後児保育事業
			放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
			実費徴収に係る補足給付を行う事業
			多様な事業者の参入促進・能力活用事業
			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
			妊婦等包括相談支援事業
			産後ケア事業
			子育て世帯訪問支援事業
			児童育成支援拠点事業
			親子関係形成支援事業

※「子どものための現金給付」として支給する「児童手当」も、子ども・子育て支援法の適用となります。

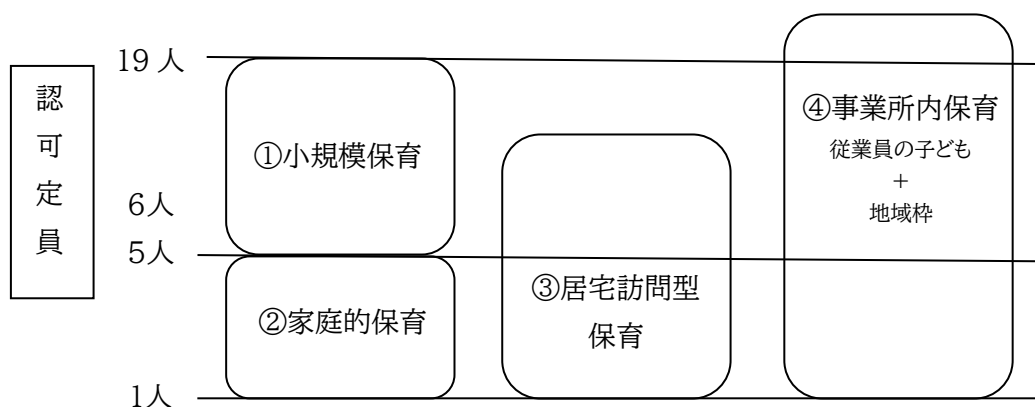
2. 施設型給付

「子ども・子育て支援法」では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。「施設型給付」とは、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育のことで、保育料は、市町村が利用者の所得に応じて応能負担で定める「公定価格」になっています。

3. 地域型保育給付

利用定員6人以上 19 人以下の①「小規模保育」、利用定員5人以下の②「家庭的保育」、子どもの居宅で保育する③「居宅訪問型保育」、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する④「事業所内保育」は、地域型保育給付として、市町村が条例に基づき事業所を「認可」し、「施設型給付」と同様に、保育の必要度の認定を受けた子どもに保育を提供しています。

■ 地域型保育給付の位置づけ



4. 施設等利用給付

令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化に伴い設けられた給付制度で、特定教育・保育施設ではない幼稚園（施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）や特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する場合は、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

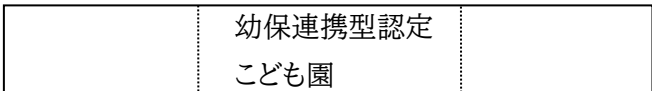
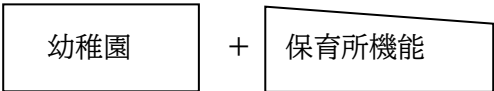
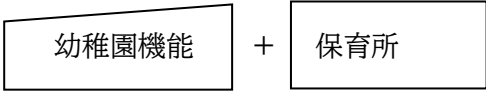
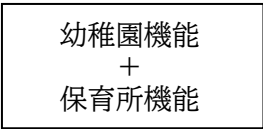
5. 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業となります。

6. 幼保連携型認定こども園の制度

「認定こども園」は、教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園や保育所を県知事が国の指針と県条例をもとに「認定」し、財政面などの特例措置を講ずるもので、令和 6 年 4 月現在、全国に 10,483 園あります。本町においては幼保連携型のこども園が 4 園、幼稚園型のこども園が 2 園、保育所型の保育所が 1 園あります。

■ 認定こども園のタイプ

		全国の施設数 (令和 6 年 4 月)
幼保連携型		7,136 園
幼稚園型		1,506 園
保育所型		1,754 園
地方裁量型 (認可外保育施設を認定 こども園と認定するタイプ)		87 園

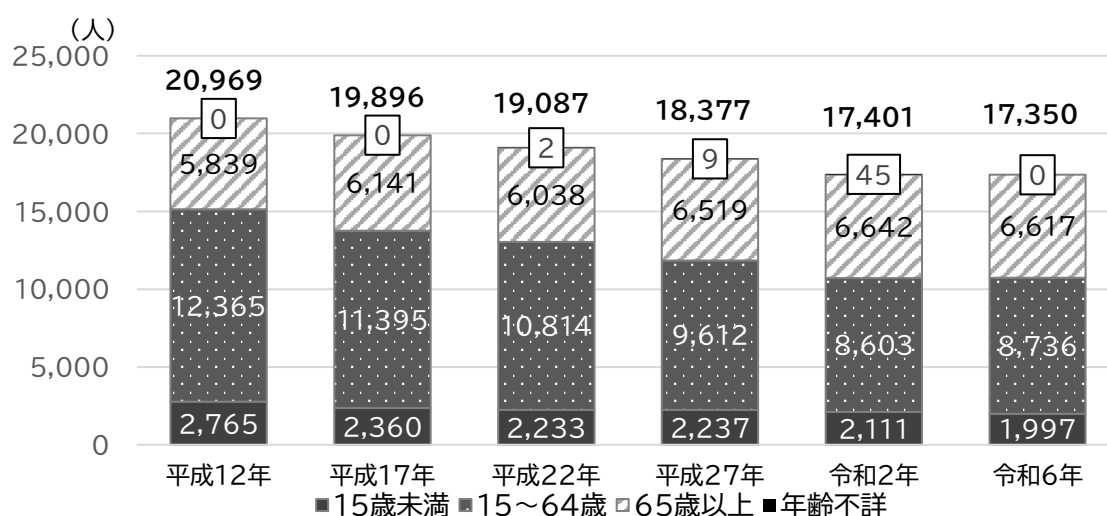
第 2 章 まんのう町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第 1 節 人口や就業状況、保育所・こども園等の状況

1. 人口

住民基本台帳による令和 6 年 1 月 1 日現在の本町の人口は 17,350 人で、15 歳未満人口は 1,997 人となっています。令和 2 年までの値は国勢調査によるものです。それぞれのデータ特性によるものではありませんが、国勢調査及び住民基本台帳それぞれで減少傾向が続いています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



資料：国勢調査（令和 6 年のみ住民基本台帳）
（平成 17 年以前のデータは旧琴南町・旧仲南町・旧満濃町の合計値。以下同じ）

2. 人口動態

近年の人口動態をみると、出生は年間に 90 人程度、死亡が 320～350 人前後で推移していますが、社会増減については年度ごとにばらつきがみられます。

■ 人口動態の推移

	人 口						
	自 然 動 態			社 会 動 態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
令和元年	96	291	△ 195	494	492	2	△ 193
令和2年	89	321	△ 232	449	482	△ 33	△ 265
令和3年	88	333	△ 245	378	501	△ 123	△ 368
令和4年	89	321	△ 232	449	482	△ 33	△ 265
令和5年	90	346	△ 256	385	389	△ 4	△ 260
令和6年	72	328	△ 256	471	459	12	△ 244

資料：香川県人口移動調査報告（各年 12 月 31 日時点）

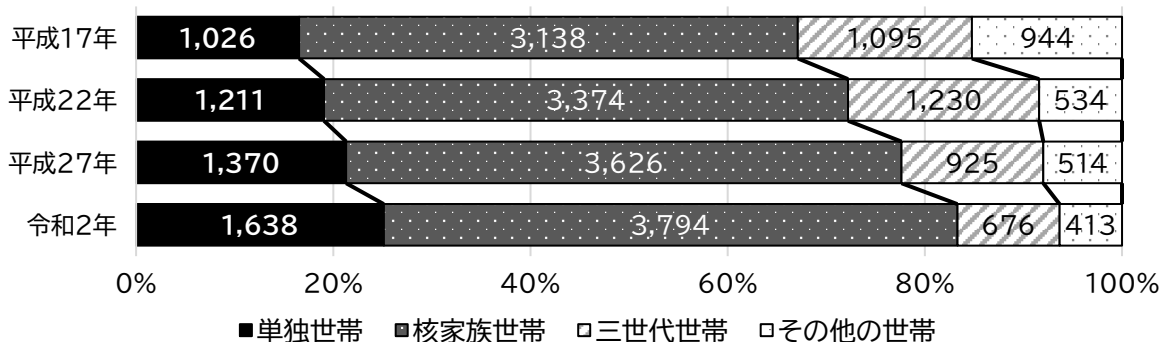
3. 世帯類型

令和2年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が3,794世帯(約58.2%)など図表の通りで、町全体では、単独世帯と核家族世帯の割合が高まってきています。また、世帯数全体は増加傾向にあるとともに、「夫婦のみの世帯」と「ひとり親と未婚の子のみの世帯」が増えています。また、18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では1,358世帯(約20.8%)で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

■ 世帯類型の推移

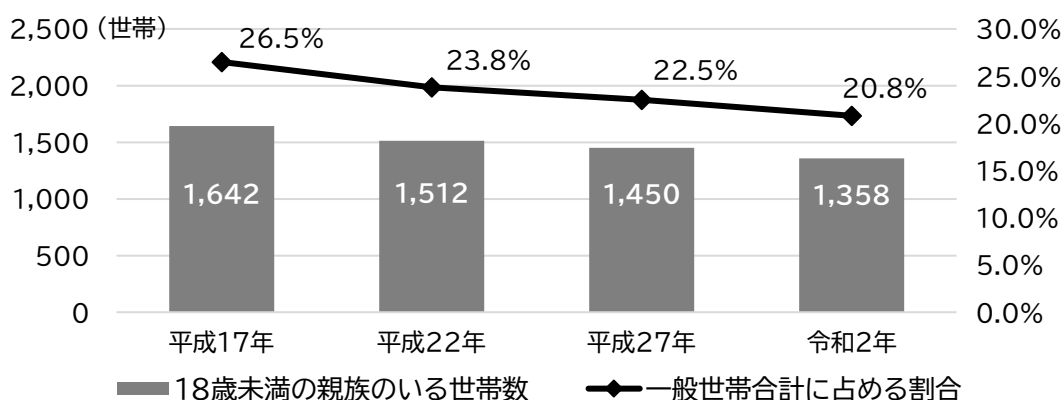
(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	721	870	1,026	1,211	1,370	1,638
核家族世帯	2,740	3,018	3,138	3,374	3,626	3,794
夫婦のみ世帯	1,028	1,183	1,213	1,310	1,381	1,461
夫婦と未婚の子のみの世帯	1,336	1,376	1,388	1,451	1,597	1,666
ひとり親と未婚の子のみの世帯	376	459	537	613	648	667
三世帯世帯	1,522	1,338	1,095	1,230	925	676
その他の世帯	998	942	944	534	514	413
合計	5,981	6,168	6,203	6,349	6,435	6,521



資料:国勢調査

■ 18歳未満の親族のいる世帯数の推移



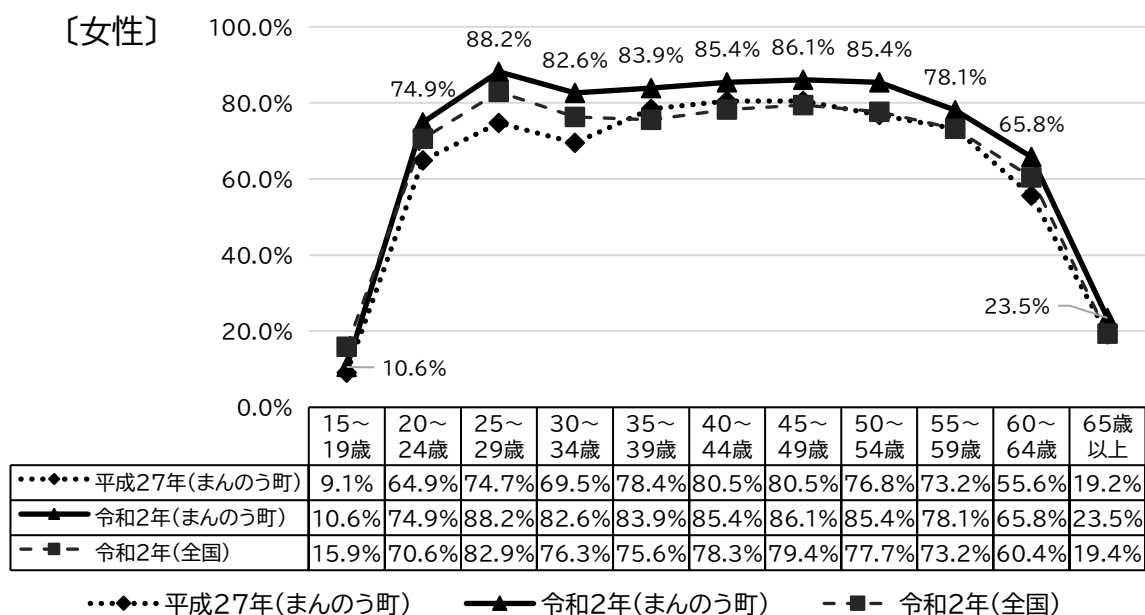
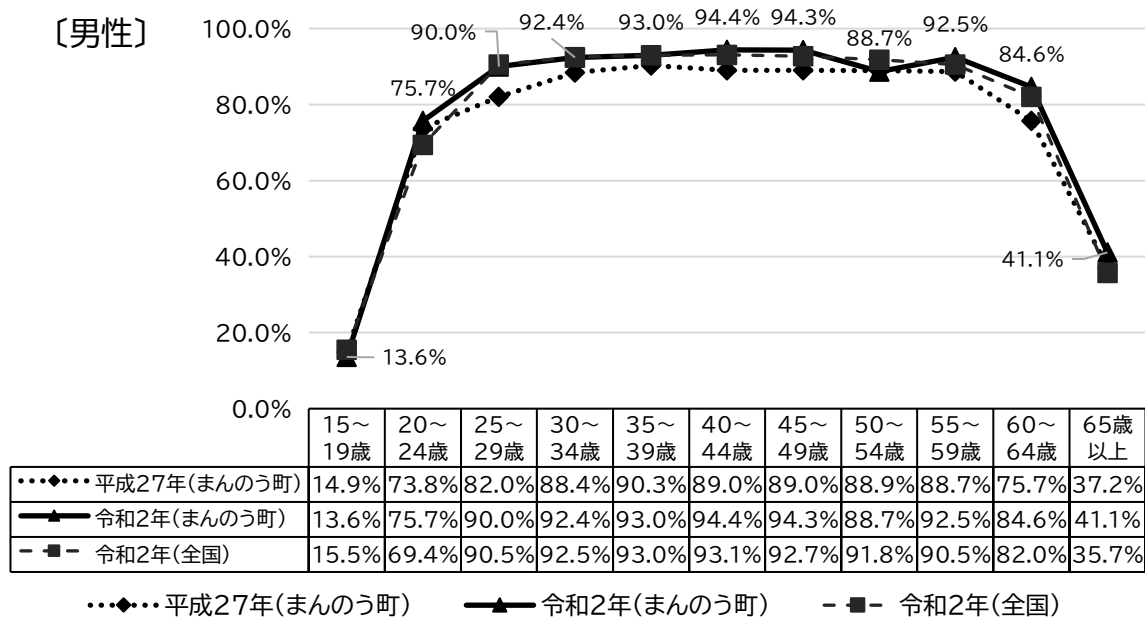
資料:国勢調査

4. 年齢別の就業状況

平成 27 年と令和 2 年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、男性については 30 代で就業率が90%以上と高い水準であり、女性では25～54歳の年齢層で就業率が80%以上の水準であることが分かります。

また、令和 2 年について、本町と全国を比較すると、本町の女性の就業率は全国値を上回っており、就業と子育ての両立支援が他地域以上に求められる地域であると言えます。

■ 男女別・年齢別の就業率



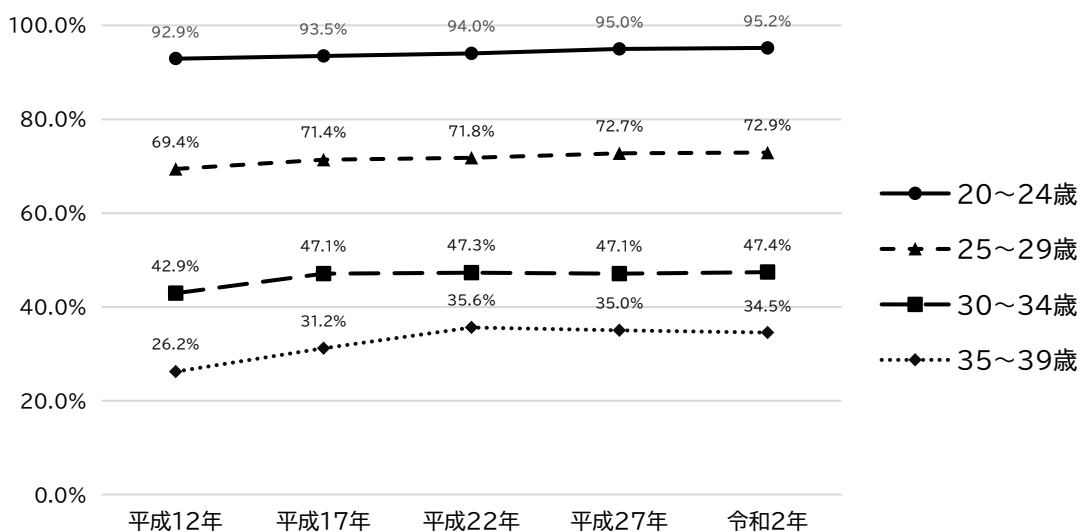
資料：国勢調査

5. 晩婚化・非婚化の状況

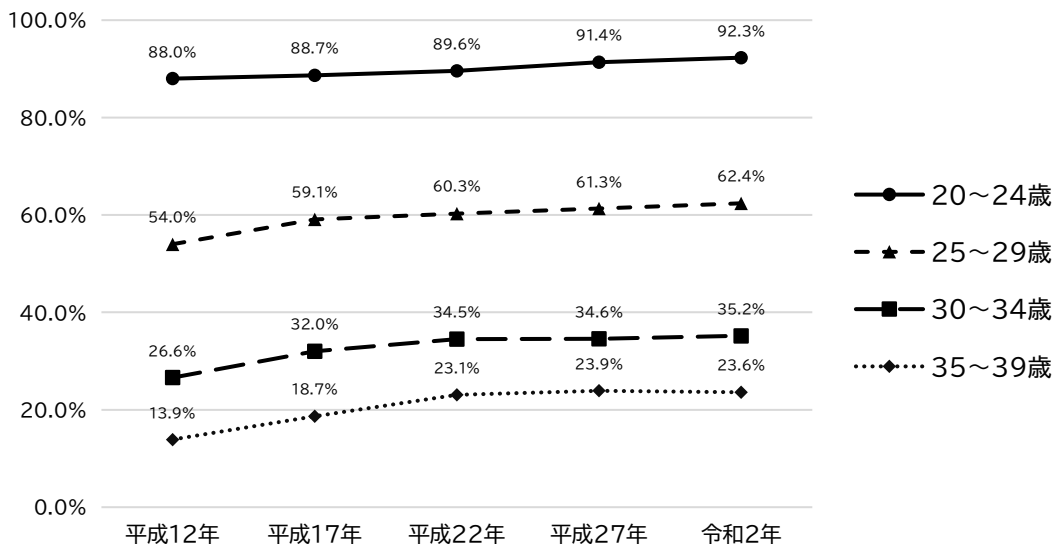
令和2年の20代、30代の未婚率(離婚した人は含まない)を平成27年と比べてみると、男女ともに35～39歳は、やや下がりましたが、その他は全体的に上昇傾向にあります。晩婚化・非婚化については、35～39歳はやや減少しているように見えますが、依然として男女ともに、晩婚化・非婚化傾向は継続していると考えられます。

■ 未婚率の推移

〔男性〕



〔女性〕



資料: 国勢調査

6. 保育所・こども園の状況

令和 6 年4月現在、本町では私立認可保育所が1園、公立認定こども園が6園あります。
在園児数は 500 人前後で、一部の園で延長保育や、土曜保育を実施しています。

■ 認可保育所、認定こども園の在園児数の推移

(単位:人)

保育所	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳児	6	7	1	0	9
1 歳児	21	25	22	6	15
2 歳児	23	25	28	25	7
3 歳児	19	16	22	19	19
4 歳児	19	17	11	17	18
5 歳児	19	15	15	12	18
合計	107	105	99	79	86

こども園	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳児	10	9	11	7	9
1 歳児	62	55	57	52	50
2 歳児	76	78	69	67	61
3 歳児	99	102	103	90	89
4 歳児	131	101	107	104	94
5 歳児	130	133	104	108	103
合計	508	478	451	428	406

■ 認可保育所と認定こども園の園児数

(単位:人)

区分	保育所名	令和6年
私立	いろは	86
合計		86

(単位:人)

区分	こども園名	令和6年
町立	琴南	32
	高篠	33
	四条	54
	満濃南	168
	長炭	48
	仲南	71
合計		406

7. 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、全小学校区(6校区)で実施しており、令和6年度は約360人が利用しています。

■ 放課後児童クラブの利用児童数の推移(各年度5月)

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	82	102	86	71	81
2年生	76	73	93	77	71
3年生	75	68	68	85	66
4年生	65	50	61	48	75
5年生	46	40	38	45	39
6年生	21	15	22	14	24
合計	365	348	368	340	356

第 2 節 アンケートから見た町内の子育て家庭のニーズ

1. 調査方法

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て支援施策を進める上での基礎資料とするため、令和6年7月～8月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

対象地域 : まんのう町内
調査対象 : 本町に住んでいる就学前・小学生児童がいる家庭
対象数 : 就学前児童 468名 小学生児童 459名
調査期間 : 令和6年7月～令和6年8月
調査方法 : 施設・郵送及び WEB による配布回収

	調査対象数 (配布数)	有効回答数	回収率
就学前児童	468件	302 件 (うち WEB 回答111件)	64.5%
小学生児童	459件	264件 (うち WEB 回答100件)	57.5%
合 計	927 件	566 件	61.1%

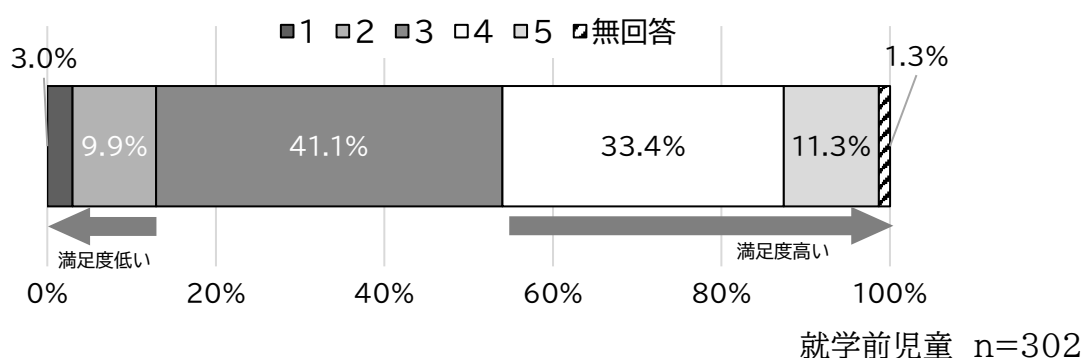
※本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比(%)で示しています。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が 100.0%とならない場合があります。なお、図表中の n は、集計対象人数を示しています。

2. 子育て環境や支援の満足度

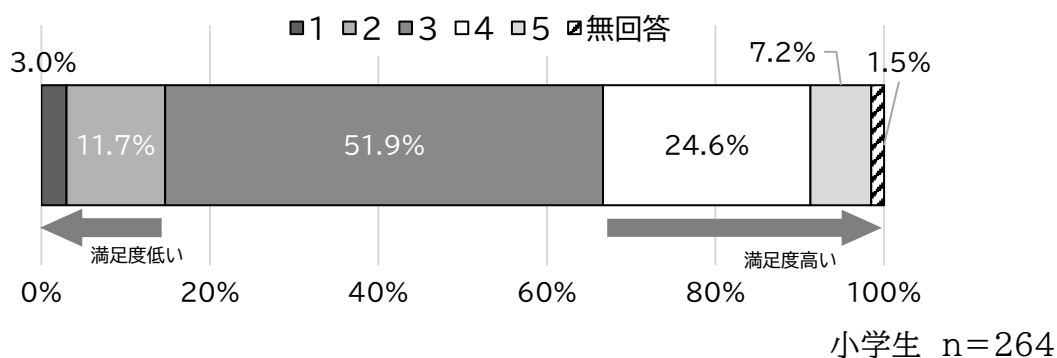
お住まいの地域の子育て環境や支援に対する保護者の満足度を 5 段階で評価してもらったところ(5が最も満足度が高く1が最も低い)、就学前児童の方では、満足度の高い「5」「4」の合計で 44.7%、満足度の低い「2」「1」の合計で 12.9%となり、満足している割合が非常に高くなっています。小学生の方では、満足度の高い「5」「4」の合計で 31.8%、満足度の低い「2」「1」の合計で 14.7%となり、満足している割合が非常に高くなっています。

就学前児童と小学生を比較すると、小学生の方で「3」の割合が多くなっています。

■ まんのう町の子育て環境や支援に対する保護者の満足度(就学前児童調査)



■ まんのう町の子育て環境や支援に対する保護者の満足度(小学生調査)

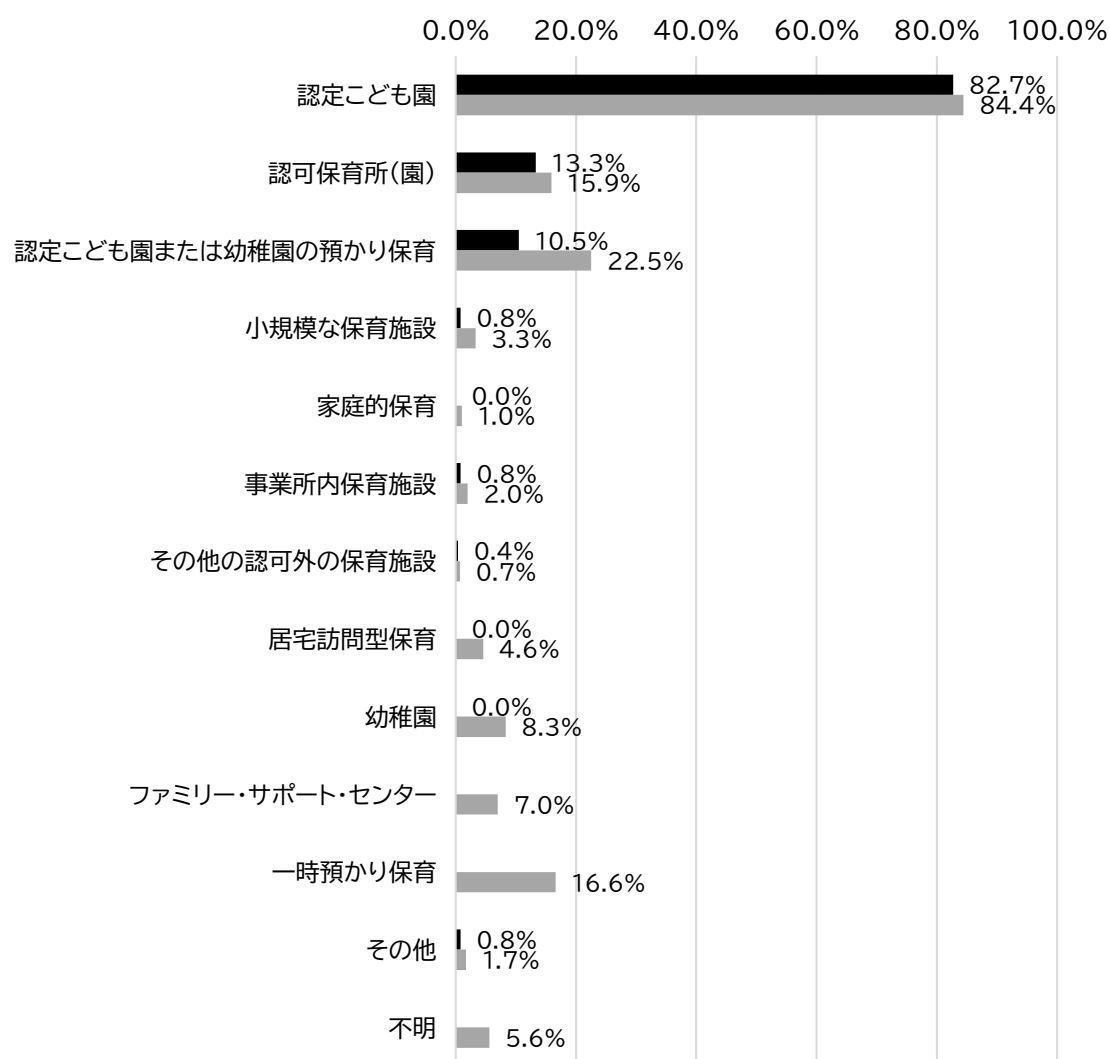


3. 教育・保育事業の現在の利用状況・利用希望

平日日中の、教育・保育事業について、現在利用している事業では「認定こども園」が82.7%で最も高い割合となっており、次いで「認可保育所(園)」13.3%となっています。

定期的に利用したい事業を現在利用している事業と比較すると、「認定こども園」「認可保育所(園)」「幼稚園」「認定こども園または幼稚園の預かり保育」「一時預かり保育」などの割合が増加しています。

■ 教育・保育事業として現在利用の事業、利用希望事業、無償化での希望事業 (就学前児童調査:複数回答)



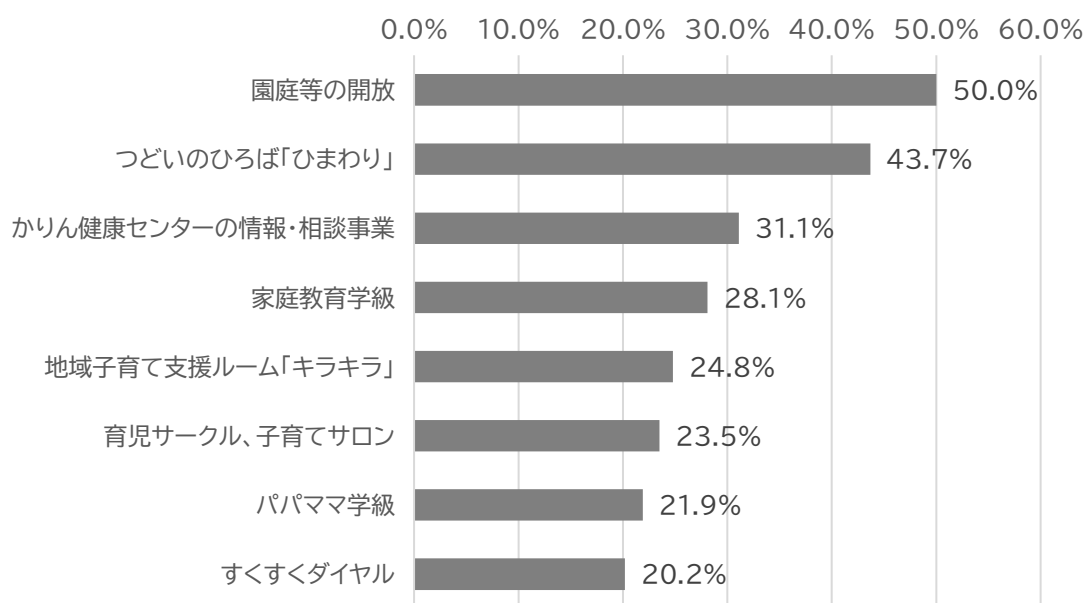
■現在利用している事業(就学前児童 n=248) ■定期的に利用したい事業(就学前児童 n=302)

4. 地域の子育て支援事業の利用希望

町で実施してる下記の8つの子育て支援事業について、今後の利用希望についてたずねました。

最も利用希望が多いのは、「園庭等の開放」で 50.0%、次いで「つどいのひろば「ひまわり」」43.7%、「かりん健康センターの情報・相談事業」31.1%と続いています。

■ 就学前児童の保護者が今後利用したいと考える地域の子育て支援事業(複数回答)



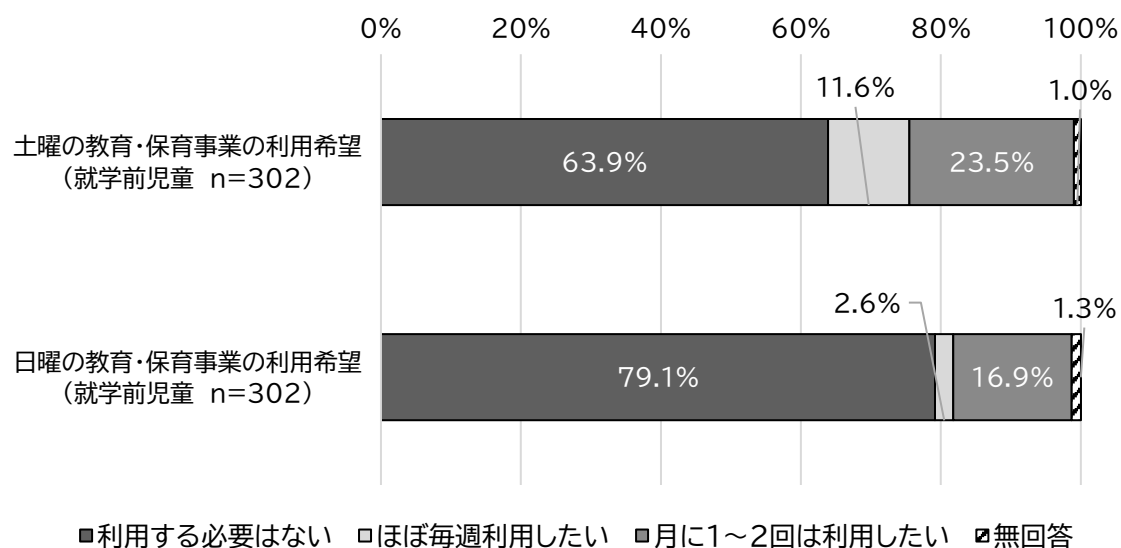
就学前児童 n=302

5. 土曜・休日・長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

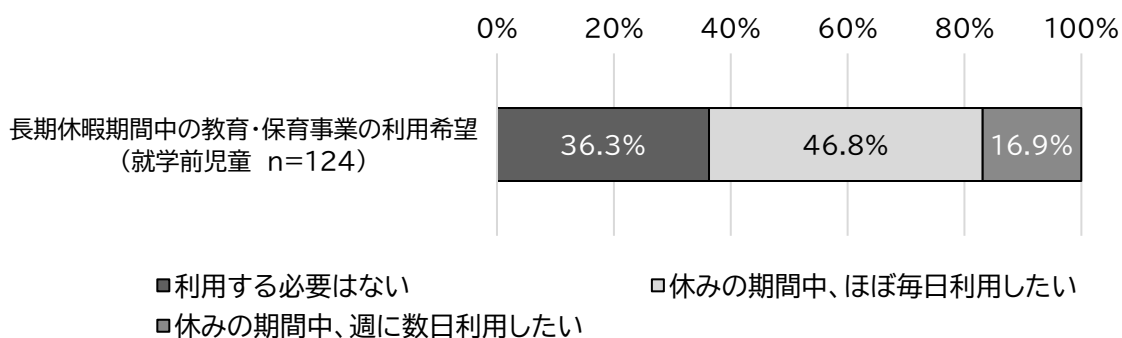
土曜・休日・長期休暇中に定期的な教育・保育事業を利用したいと考える保護者（「ほぼ毎週利用したい」もしくは「月に1～2回は利用したい」と回答）は、土曜日が35.1%、日曜日が19.5%となっています。

また、1号認定で認定こども園または幼稚園を利用している方を対象とし、長期休暇期間中の利用希望をたずねたところ、利用希望（「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」もしくは「休みの期間中、週に数日利用したい」と回答）は63.7%となっています。

■ 土曜日及び日曜日の教育・保育事業の利用希望



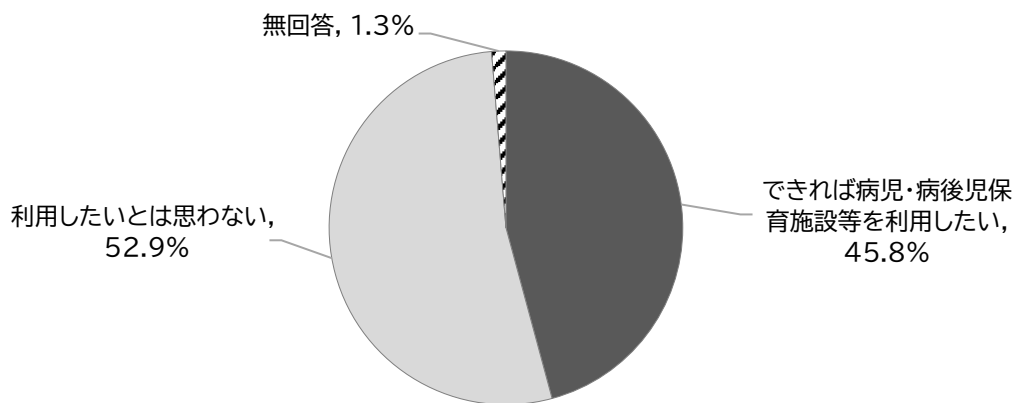
■ 長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望



6. 病児・病後児保育施設等の利用希望

子どもが病気で普段利用している教育・保育事業が利用できず、仕事を休まざるを得なかった保護者のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた方は、45.8%となっています。

■ 病児・病後児保育施設等の利用希望

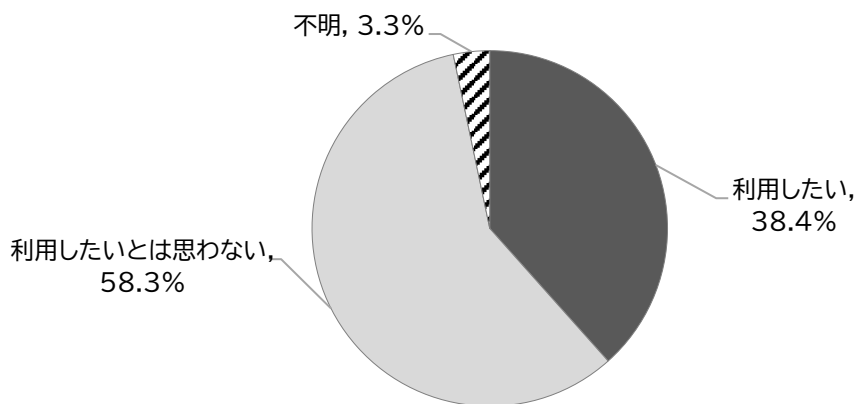


就学前児童 n=155

7. 一時預かり等の利用希望

私用、親の通院、一時的な就労などで、一時預かり等を利用したいと答えた保護者は、38.4%となっています。

■ 一時預かり等の利用希望



就学前児童 n=302

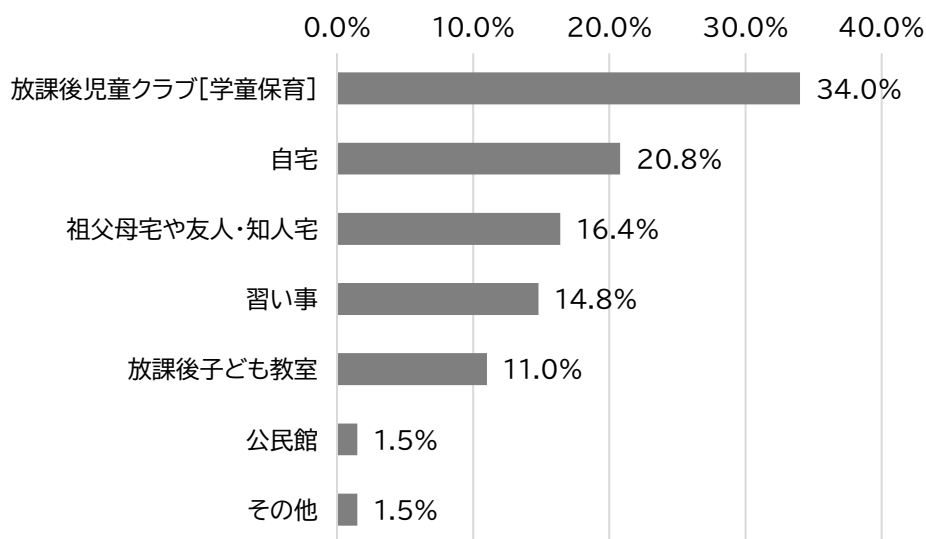
8. 放課後の過ごし方に対する希望

(1) 就学前児童(5歳児)の保護者の希望

就学前児童(5歳児)の保護者に対し、小学校就学後、子どもをどこで過ごさせたいかをたずねたところ、低学年時は「放課後児童クラブ」が最も多く 34.0%、次いで「自宅」20.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」16.4%となっています。

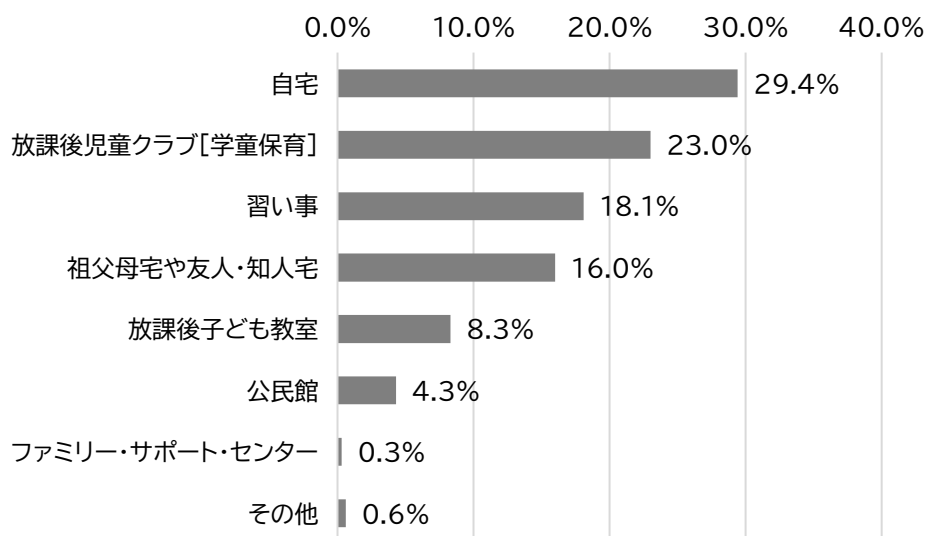
高学年時には、「自宅」が最も多く 29.4%、次いで「放課後児童クラブ」23.0%、「習い事」18.1%となっています。

■ 小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所(就学前児童調査:複数回答)



就学前児童 n=159

■ 小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所(就学前児童調査:複数回答)



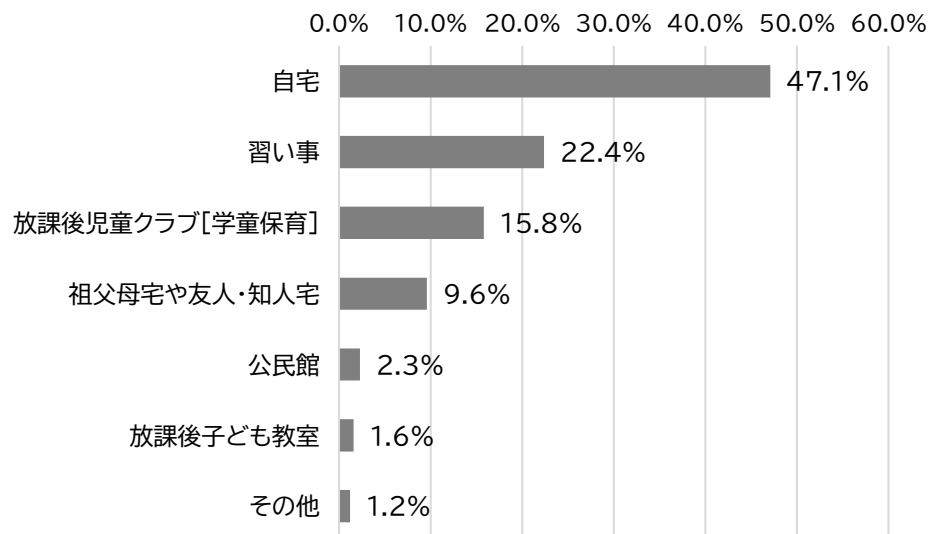
就学前児童 n=167

(2)小学生の保護者の希望

小学生の保護者に、現在子どもは放課後どこで過ごしているかたずねたところ、「自宅」が最も多く 47.1%、次いで「習い事」22.4%、「放課後児童クラブ」15.8%となっています。

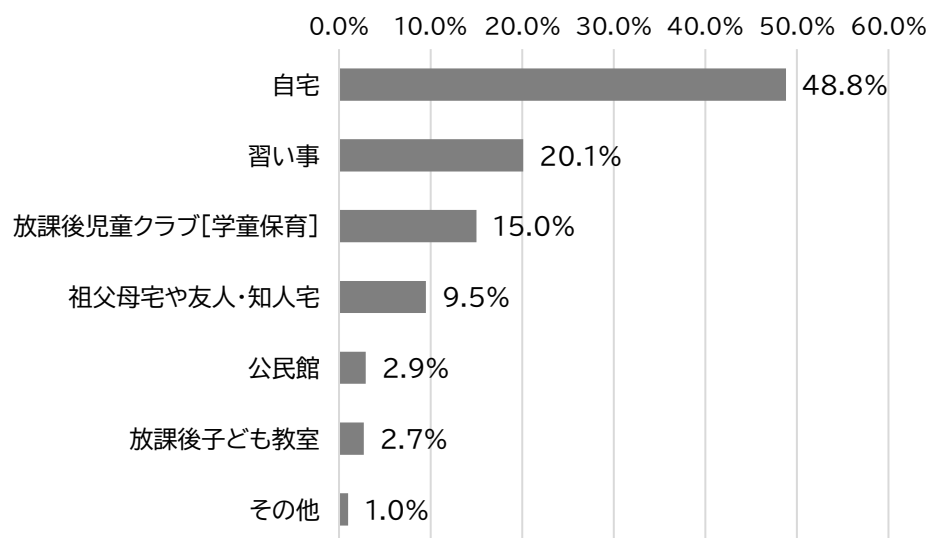
来年度の希望についても、現在とほぼ同じ割合となっており、放課後の過ごす場所については、ほぼ現状で希望通りとなっていると考えられます。

■ 現在、放課後過ごしている場所(小学生調査:複数回答)



小学生 n=264

■ 来年度、放課後過ごさせたい場所(小学生調査:複数回答)



小学生 n=259

第3節 第2期子ども・子育て支援事業計画の推進状況

第2期子ども・子育て支援事業計画の推進状況を各担当課で点検・評価し、以下の通りの状況となっています。

基本方針1(地域における子育て支援)の評価

評価	施策数	割合
順調	8	61.5%
やや順調	5	38.5%
やや不調	0	0%
不調	0	0%
未実施・廃止	0	0%

今後の方針	施策数	割合(%)
新規	0	0%
継続	15	100%
変更	0	0%

基本方針2(親と子が健やかに暮らせる支援体制)の評価

評価	施策数	割合
順調	16	100%
やや順調	0	0%
やや不調	0	0%
不調	0	0%
未実施・廃止	0	0%

今後の方針	施策数	割合
新規	1	5.9%
継続	15	88.2%
変更	1	5.9%

基本方針3(すべての子どもの権利を尊重する社会づくり)の評価

評価	施策数	割合
順調	12	92.3%
やや順調	0	0%
やや不調	0	0%
不調	0	0%
未実施・廃止	1(未実施)	7.7%

今後の方針	施策数	割合
新規	0	0%
継続	13	100%
変更	0	0%

基本方針4(安全・安心な生活環境の実現)の評価

評価	施策数	割合
順調	2	50%
やや順調	2	50%
やや不調	0	0%
不調	0	0%
未実施・廃止	0	0%

今後の方針	施策数	割合
新規	0	0%
継続	5	100%
変更	0	0%

基本方針5(仕事と育児の両立のための環境づくり)の評価

評価	施策数	割合
順調		
やや順調		
やや不調		
不調		
未実施・廃止		

今後の方針	施策数	割合
新規	0	0%
継続	4	100%
変更	0	0%

基本方針6(子どもの生きる力の育成と家庭教育の充実)の評価

評価	施策数	割合
順調	10	76.9%
やや順調	3	23.1%
やや不調	0	0%
不調	0	0%
未実施・廃止	0	0%

今後の方針	施策数	割合
新規	2	13.3%
継続	13	86.7%
変更	0	0%

※一部施策が未実施等により未評価の施策も含まれます。

ほとんどの施策・取組が「順調」「やや順調」となっており、今後の方針として「継続」となっています。今後の方針として新規に基本方針2では「こども園、小・中学校における木育・生き物学習」が基本方針6では「森の恵みプレゼント事業」「子ども家庭センターの設置」が追加となりました。また今後の方針の変更として基本方針2では「乳幼児健診」に5歳児健診が追加変更となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「第2期まんのう町子ども・子育て支援事業計画」では、子どもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながらいきいきと育ち、そして、地域の人が温かい気持ちで子どもや子育て家庭を見守り、また子どもたちも地域で尊重されのびのびと育つことができるよう、町のめざすべき子育て支援のあり方として「だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

一方、まちづくりの基本となるまんのう町総合計画では、「豊かな自然を活かし みんなで創るまち まんのう」を基本理念とし、教育分野では、「豊かな学びと生きがいを育む」を、また、福祉分野では、「みんながいいきいきと支え合って暮らせる」を政策目標に位置づけ、町の将来像「元気まんまん まんのう町」をめざしています。

こうした本町がめざしている方向性に沿い、また、第2期まんのう町子ども・子育て支援事業計画との連続性ならびに整合性を維持するため、本計画の基本理念を次のとおり継承することとしました。

■ 基本理念

「だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう」

平成 27 年4月から始まった子ども・子育て支援法に基づく現行制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育てのあり方等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

家庭教育の重要性を改めて認識しつつ、子ども・子育て家庭を、保育所・こども園、学校、ボランティア、自治会、事業所、行政など、地域全体で支え、支える人も支えられる人も、だれもが元気に暮らしていくことのできるまんのう町を創っていきます。

第 2 節 子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口の見通しは、以下の通りです。

人口の見通し算出方法については、令和2年度～令和6年度の各年度4月1日時点の本町人口を基準とし、コーホート変化率法を用いて算出しております。

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	86	86	82	80	78
1 歳	91	88	88	84	82
2 歳	82	86	83	83	79
0～2 歳合計	259	260	253	247	239
3 歳	80	83	87	84	84
4 歳	111	81	83	86	85
5 歳	114	109	81	82	85
3～5 歳合計	305	273	251	252	254
6 歳	124	114	109	80	82
7 歳	120	123	113	108	80
8 歳	118	119	122	112	107
6～8 歳合計	362	356	344	300	269
9 歳	150	120	121	124	113
10 歳	153	151	121	122	125
11 歳	160	151	149	119	120
9～11 歳合計	463	422	391	365	358
0～11 歳合計	1,389	1,311	1,239	1,164	1,120

第 3 節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町は、平成 18 年3月 20 日、いわゆる、平成の大合併により、琴南町・仲南町・満濃町が新設合併して現町域となりました。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画にはなりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第4節 基本方針

本計画では、第2期子ども・子育て支援事業計画の6つの基本方針を踏襲することとし、次の通り掲げます。

■ 基本方針

1. 地域における子育て支援

利用者のニーズを踏まえた保育のさらなる充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、住民同士の支え合い意識の醸成に努めます。

2. 親と子が健やかに暮らせる支援体制

女性にとって不安が多い妊娠・出産期に妊婦一般健康診査や両親学級を実施し、不安軽減と仲間づくりの場を提供します。また、乳幼児期の健康診査や食育教育などを実施し、健やかな子どもの育成に取り組んでいきます。

3. すべての子どもの権利を尊重する社会づくり

障害のある子どもについてはノーマライゼーションの理念に基づき、子どもの発育・発達を促すよう努めるとともに、児童虐待等の要保護児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えるように努めます。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に努めます。

4. 安全・安心な生活環境の実現

地域における交通安全の意識高揚や防犯対策などを進めるとともに、施設や歩道、通学路等のバリアフリー化を進めるなどの環境整備にも取り組み、安全・安心な地域社会の形成を進めます。

5. 仕事と育児の両立のための環境づくり

子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるよう、職場環境の整備を促進するとともに、多様な働き方の推進や男性の子育てへの参加を勧め、地域の意識の高揚を促すよう働きかけを行っていきます。

6. 子どもの生きる力の育成と学校・家庭教育の充実

これからの未来を担う子どもたちが個性を生かし、多様な能力を育むことができるよう、学校の教育環境の整備に努めるとともに、子どもが地域の中で社会性や創造性を育むことができる環境づくりを進めます。

第5節 施策の体系

基本方針に基づく基本施策は以下に示すものとし、本体系に基づき、各種施策や事業を展開します。

■政策の体系

基本理念	基本方針	基本政策
だれもが子育てしやすい 子育てしたいまち まんのう	地域における子育て支援	地域における子育て支援の充実 保育の充実 子育て支援のネットワークづくり 各種経済支援施策の推進
	親と子が健やかに暮らせる支援体制	子どもや母親の健康の確保 食育の推進 「木育」「花育」「生き物学習」等 自然学習の推進 各種経済支援施策の推進
	すべての子どもの権利を尊重する社会づくり	児童虐待防止対策の充実 障害児施策の充実 子どもの未来を応援する各種施策の推進
	安全・安心な生活環境の実現	安全な道路交通環境の整備 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを犯罪等から守るための活動の推進 安心して外出できる環境の整備 安全・安心まちづくりの推進
	仕事と育児の両立のための環境づくり	多様な働き方の推進及び働き方の見直し 仕事と子育ての両立の促進
	子どもの生きる力の育成と学校・家庭教育の充実	子どもが健やかに育ち、親になる準備ができる保健活動の推進 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上 子どもの健全育成

第 4 章 分野別施策の展開(計画)

第 1 節 地域における子育て支援

1. 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

1-1 学童保育(放課後児童健全育成事業)

小学校に在学している児童のうち希望児童を対象に、授業終了から18:00まで預かり、児童の健全育成を図っています。令和3年度から運営を民間委託しています。

【実施状況】

	クラブ数(か所)	登録者数(人)
令和 2 年度	6	361
令和 3 年度	6	347
令和 4 年度	6	369
令和 5 年度	6	340

【今後の方向】

今後も継続して事業を実施します。運営を民間委託していますが、町教育委員会等による適切な指導の下、事業の実施状況についても定期的に評価を実施していくことでさらに児童及び保護者が利用しやすい、良質なサービスの提供・施設運営を図ります。

1-2 子育て支援センター事業・つどいのひろば事業

子育て支援センター、子育て支援拠点は、仲南こども園併設施設の子育て支援ルーム「キラキラ」及びかりん健康センター敷地内のつどいのひろば「ひまわり」で実施しています。

子育て支援ルーム キラキラでは、毎週月・火・木曜日の9:00～14:00 に、つどいのひろば ひまわりでは毎週月曜日から金曜日まで 10:00～15:00 に開設しています。

いずれも、未就園児とその親を中心に参加を募り、子育て親子の交流や、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。

【実施状況】

	子育て支援センター年間延べ利用者数(人)		
		乳幼児	保護者
令和2年度	3,191	1,649	1,542
令和3年度	3,488	1,754	1,734
令和4年度	4,093	2,090	2,003
令和5年度	4,120	2,219	1,901

【今後の方向】

引き続き、安定した「親子の遊び場・仲間づくりの場」が提供できるよう、関係機関・地域のボランティアと連携しながら支援を行っていきます。

また、子育て支援ボランティアのフォローアップ講座などを開催します。

1-3 預かり保育事業

こども園では、入園児を対象に、通常保育終了後、保護者が労働などの事由により家庭での育児ができない幼児について、18:00 まで預かり保育の実施。

【実施状況】

現在、施設や人員等体制の見直しを実施しております。

【今後の方向】

施設や人員等体制の見直しを進め受け入れ体制の整備に努めます。

1-4 子育て支援ホームヘルパー事業

産前・産後の支援が必要な時期に、家庭で育児と家事の補助を行うヘルパーを派遣しています。

【実施状況】

	利用実人数	利用日数
令和2年度	1	7
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	2	36

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

2. 保育の充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた支援の推進体制を整備します。延長保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすいよう保育の充実に努めます。

2-1 通常保育

子ども・子育て支援法に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により、保育の必要な就学前児童を保育所及びこども園において保育しています。

【実施状況】（各年度4月）

	入所者数(人)
令和2年度	615
令和3年度	583
令和4年度	550
令和5年度	507

※待機児童数：0人(令和6年10月現在)

【今後の方向】

引き続き就学前児童の受け入れ体制の整備に努めます。

2-2 延長保育

町内にある私立保育所で、希望により延長して保育を実施しています。

【実施状況】

	月平均利用者数実人数(人)
令和 2 年度	9
令和 3 年度	9
令和 4 年度	8
令和 5 年度	5

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

2-3 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、かかりつけ医の診察後、保護者と協議の上、看護師等が一時的に保育する事業です。

【実施状況】

	延べ利用者数(人)
令和 2 年度	4
令和 3 年度	72
令和 4 年度	8
令和 5 年度	8

※令和 3 年度については新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が増加しております。

【今後の方向】

ニーズに応じて、近隣市町や医療機関などと連携し、今後の実施体制の確保に努めます。

2-4 子育て短期支援事業

乳児院、児童養護施設、里親等、児童の保護を適切に行うことができるとして町が指定する施設で、平成 31 年4月より実施しています。

【実施状況】

	延べ利用日数(日)
令和 2 年度	8
令和 3 年度	0
令和 4 年度	6
令和 5 年度	5

【今後の方向】

引き続き、香川県、近隣市町や実施施設などと連携し、実施体制の拡充に努めます。

2-5 乳幼児期の教育・保育の質の向上への取組

乳幼児期の教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育アドバイザーの活用を検討します。また、保育教諭等への研修等により、教育・保育の質の向上に継続して取り組んでいます。

【実施状況】

大学の教員による巡回相談や研究会、講演会、研修会を実施しています。また、小学校教育との円滑な接続に向けた幼保小での研修や町内教職員での合同研修なども行っています。

【今後の方向】

今後も継続して実施します。また、幼保小の接続や学びの連続性に配慮し、子どもに関わる全ての教職員が立場を越えて連携・協働するための研修の機会や体制づくりを行っています。

2-6 様々な困難を抱える子どもと家庭への支援

特別な配慮を必要とする乳幼児が、円滑に教育・保育サービスの利用ができるよう、保育所やこども園等に対し必要な支援を実施しています。また、海外から帰国した幼児や両親が外国人の幼児などが、円滑に教育・保育サービスの利用ができるよう、保育所やこども園等に対し必要な支援を実施しています。

【実施状況】

早期支援教育センターなどの関係機関と連携し、保育所やこども園に対し、巡回訪問や研修会を実施したり、就学に向けての円滑な接続や支援体制の継続に努めたりしています。また、保護者に対し、様々な発達相談を実施しています。

早期支援教育センターとの連携

- ・ 保育所やこども園…巡回訪問、プレ就学参観、研修会
- ・ 小学校への接続…引き継ぎシート、かけはし
- ・ 保護者…育み相談、就学相談、医師による子育て相談、
5歳児相談(健康増進課事業)

【今後の方向】

今後も継続して実施します。また、幼保小の接続や学びの連続性に配慮し、子どもに関わる全ての教職員が立場を越えて連携・協働するための研修の機会や体制づくりを行っていきます。

2-7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付方法の実施に努めます。

【実施状況】

	延べ利用者数(人)
令和2年度	2
令和3年度	1
令和4年度	3
令和5年度	6

【実施状況】

該当保護者には、支給認定と同時に制度の案内と請求様式を送付しています。子育てのための施設等利用給付の申請について、保護者の負担を軽減すべく、3 か月に1度の申請様式としています。

【今後の方向】

今後も施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

3. 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援・保育を提供するとともに、母子愛育会や地域の子ども子育て支援に関わる団体やボランティア等のネットワーク形成を推進します。

3-1 育児サークル等の育成

町内の乳幼児とその親を対象に、少子化により身近に育児仲間がおらず、孤立しがちな子育て家庭の保護者同士が悩みを話し合うことやストレスを解消できるような場や、町内の乳幼児とその親を対象に、子どもや子育て支援に係る場を提供する団体への支援を検討し、子育てに対する不安や負担感の解消等に努めています。

【今後の方向】

利用者の意向や町内で活躍する子ども・子育て支援に関わる団体の意見を聞きながら、利用しやすい場づくりを支援していきます。

4. 各種経済支援施策の推進

出産祝金、遠距離通学費補助など、まんのう町に定住・移住を促す各種経済支援を行います。

4-1 まんのう町出産祝金

まんのう町の次代を担う児童の出産を奨励し、祝福するとともに、人口増加と豊かな故郷継承を図っています。(67ページ別表1 参照。)

【実施状況】

	児童の出生順位ごとの受給者数	
	第1子・第2子(人)	第3子以降(人)
令和2年度	61	20
令和3年度	49	23
令和4年度	57	18
令和5年度	52	29

【今後の方向】

出生数が減少していることから、支給要件や支給額の見直しを検討し、効果的な事業の実施に努めます。

4-2 まんのう町遠距離通学費補助

町内に在住し、まんのう町立学校へ遠距離通学する児童に対して、その通学に要する費用の一部を補助しています。

【実施状況】

	通学方法と通学距離ごとの小学校での補助児童数(人)		
	徒歩・自転車片道 2 km以上	定期バス片道 2 km以上	スクールバス片道 2km以上
令和2年度	55	67	142
令和3年度	51	71	124
令和4年度	40	67	122
令和5年度	37	61	131

	通学方法と通学距離ごとの中学校での補助生徒数(人)		
	徒歩・自転車片道 4 km以上	定期バス片道 5 km以上	スクールバス片道 5km以上
令和2年度	119	30	27
令和3年度	122	39	28
令和4年度	121	34	21
令和5年度	119	40	24

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

第2節 親と子が健やかに暮らせる支援体制

1. 子どもや母親の健康の確保

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

1-1 乳幼児健診・1歳6か月児健診・2歳児健診・3歳児健診・5歳児健診

< 乳幼児健診(4か月・8か月・12か月) >

乳児期は身体面、精神面の発達が著しく、養育者からの相談が多い時期です。生後4か月から12か月児を対象に身体測定、内科診察により乳幼児の成長を観察、保健指導、栄養指導を行い、順調な発育を促しています。

< 1歳6か月児健診 >

1歳6か月児は自立心が芽生え、しつけや生活習慣形成によい時期です。この1歳6か月児健診では、身体計測、内科診察、歯科診察、生活観察、保健指導により病気の早期発見や発達の確認を行い、養育者への生活全般における相談・指導の場となっています。

< 2歳児健診 >

この頃よりう歯罹患率が増えてきます。歯科保健の意識の向上と、良い生活習慣の定着が求められます。2歳児健診では身体計測、歯科診察、歯科指導、フッ素塗布、生活観察を行い、保健指導、相談を行っています。

< 3歳児健診 >

3歳児は身体的な発育、精神的な発達面での著しい成長がみられる時期です。その大切な時期に発育状態や健康状態をチェックし、早期発見、早期医療機関受診につながる健診として、身体測定、検尿、内科診察、歯科診察、視力、聴力検査、言語発達、社会性の発達を観察しています。

< 5 歳児健診 >

5 歳児は言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害等、個々の発達の特性が認知されやすい時期です。子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持及び増進を図ることが求められています。5 歳児健診の実施に向けて、関係機関と連携し、検討を進めていきます。

【実施状況】

	乳幼児健診受診率(%)		
	4 か月児健診	8 か月児健診	12 か月児健診
令和 2 年度	98.0	95.7	96.6
令和 3 年度	97.8	100.0	100.0
令和 4 年度	93.3	94.2	96.4
令和 5 年度	100.0	98.0	97.6

	乳幼児健診受診人数(人)		
	4 か月児健診	8 か月児健診	12 か月児健診
令和 2 年度	98	110	113
令和 3 年度	87	92	97
令和 4 年度	83	81	81
令和 5 年度	94	97	82

	乳幼児健診受診率(%)			
	1歳6か月児健診	2歳児健診	3歳児健診	5歳児健診
令和 2 年度	94.2	95.7	96.2	
令和 3 年度	97.3	98.2	95.3	
令和 4 年度	98.1	98.3	94.6	
令和 5 年度	100.0	98.9	98.2	

	乳幼児健診受診人数(人)			
	1歳6か月児健診	2歳児健診	3歳児健診	5歳児健診
令和 2 年度	99	112	127	
令和 3 年度	108	112	121	
令和 4 年度	101	114	122	
令和 5 年度	81	90	110	

【今後の方向】

引き続き、対象の乳幼児のいる家庭には個別に案内し、情報が行き届くように努めます。

また、健診の場が相談の場となり、また、フォローの必要な時には適切な支援ができるように努めます。

1-2 マタニティ関連事業

妊娠届出時に、母性保護と胎児期、新生児期、乳幼児期の健全育成や健康管理、また健康に関する親の自覚を高めるために、母子健康手帳が交付されます。

また、健やかに子どもを産むことができるよう、妊婦健康診査助成事業を実施しています。さらに平成 31 年4月から産婦健康診査助成事業及び産後ケア事業を実施しています。

地域で妊婦が生活上の配慮を受けやすいよう、マタニティマークのグッズの配布を行っています。

安心して妊娠が継続でき、また出産が迎えられるよう相談、訪問事業を実施しており、年に3回、パパママ学級を開催しています。平成 28 年4月からは子育て世代包括支援センター(母子保健型)をかりん健康センター内に設置し、妊娠期から子育て期の切れ目のない包括的な相談支援を実施しています。

【実施状況】

	母子手帳 交付人数(人)	妊婦健康診査受 診券の1人あた り交付枚数(枚)	妊婦健康診査 助成事業 受診者数 (人)	パパママ学級 参加者数(人)
令和2年度	91	14(16)	94	15
令和3年度	85	14(16)	90	34
令和4年度	88	14(19)	97	44
令和5年度	78	14(19)	79	30

※…カッコ内は多胎妊娠の場合の交付枚数

【今後の方向】

安心安全な妊娠、出産、育児のための切れ目のない妊産婦への支援のために、妊娠の届出時から専門職の面接、アンケート、相談の機会を持ち、支援の充実を図ります。

1-3 新生児・乳児訪問(生後4か月までの全戸訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、出生届時に訪問の趣旨を伝え、個別に連携を取り、状況や緊急度、その他対象のニーズによって、保健師か助産師が訪問しています。

また訪問後、ケースカンファレンスを随時行い、問題点や継続訪問などの対応策について確認・共有し、要継続支援ケースについては、関係者との連絡調整や継続訪問を実施しています。

【実施状況】

	訪問件数(件)	実施率(%)
令和2年度	91	95.8
令和3年度	86	98.9
令和4年度	81	96.4
令和5年度	87	97.8

【今後の方向】

産後の早い時期に全戸訪問することにより、産後うつや育児不安、育児の孤立による虐待の予防・早期発見に努めます。

1-4 訪問指導、相談

乳幼児健診後の子どもの発達等の相談や子育てについての悩みなどについて、訪問して指導・相談を行うなど、母親の子育て不安、悩みの軽減を図っています。

【今後の方向】

子育てを取り巻く現状は厳しく、虐待やDVなど個別対応の必要な事例が増加しつつあることから、必要に応じてきめ細やかな訪問指導、相談がこれからも実施できるよう、人員の配置、確保に努めます。

1-5 発達支援教室(親子のわんわん教室)

子どもの発達について心配のある方や子どもとの関わり方に悩む方を対象に、親子の発達支援教室(わんわん教室)を琴平町と共同で実施しています。

乳幼児健診後等でフォローが必要な乳幼児に対し、言語聴覚士、障害者生活支援センター「ふらっと」相談員、障害児支援事業所職員、保健師、看護師等専門スタッフが親子の遊び方を通して発達を促せるよう支援しています。

【実施状況】

	延べ参加人数(人)		実参加人数(人)	
	保護者	幼児	保護者	幼児
令和2年度	15	14	6	5
令和3年度	11	11	4	4
令和4年度	19	18	5	4
令和5年度	31	27	6	5

【今後の方向】

今後も継続、充実を図ります。

1-6 レインボーネット

レインボーネットとは、子どもの発達に気がかりを持つ親同士の交流や、話し合い・学習の場です。子どもが保育所、こども園や学校に通っている時間帯に話し合いをしています。親が子育ての悩みを抱え込まず仲間と話す事でストレスを解消し、見通しを持って子育てできるような場を提供しています。2か月に一回、琴平町と共同で実施しています。

【実施状況】

	参加者数(人)
令和2年度	28
令和3年度	32
令和4年度	33
令和5年度	32

【今後の方向】

今後も継続して場を提供し、子育ての不安軽減を図ります。

1-7 こども相談

乳幼児とその保護者を対象として、香川県西部子ども相談センターの児童心理司と本町の保健師が、子どもの発達や子育てに関する相談に、予約制で応じています。琴平町と共同で開催しています。

【実施状況】

	実施回数(回)	参加延べ人数(人)
令和2年度	1	1
令和3年度	2	2
令和4年度	0	0
令和5年度	2	2

【今後の方向】

専門相談事業として今後も継続します。

1-8 ことば相談

乳幼児健診後、フォローが必要な乳幼児に対し、言語聴覚士が子どもの聞こえや言葉についての個別相談に応じています。

【実施状況】

	実施回数(回)	参加延べ人数(人)
令和2年度	12	35
令和3年度	12	32
令和4年度	12	43
令和5年度	15	47

【今後の方向】

今後も継続、充実を図ります。

1-9 ぐんぐん相談

臨床心理士が、情緒・運動面等、乳幼児の発達に関する相談に応じています。

【実施状況】

	実施回数(回)	参加延べ人数(人)
令和2年度	13	27
令和3年度	16	40
令和4年度	15	26
令和5年度	16	34

【今後の方向】

専門相談事業として今後も継続します。

1-10 事故予防

乳幼児健診で個別相談時、パンフレットを用いた事故予防の保健指導を行っています。

【実施状況】

	指導人数(人)
令和2年度	420
令和3年度	413
令和4年度	387
令和5年度	368

【今後の方向】

19歳以下の死因の上位に事故がきており、今後も保健指導の内容を充実し、事故の予防を図ります。

1-11 歯科保健

乳幼児健診(対象:4, 8, 12 か月児)で個別相談時、パンフレットを用いた歯科指導を行っています。

【実施状況】

	指導人数(人)
令和2年度	321
令和3年度	276
令和4年度	245
令和5年度	273

【今後の方向】

< 妊婦歯科健診 >

妊娠届時に受診票(1枚)を交付し、指定医療機関での受診を指導しています。

< 乳幼児歯科健診 >

1歳6か月児、2歳児、3歳児歯科健診ならびに歯科衛生士による指導を実施しています。

< 1歳6か月健診対象児の保護者 >

1歳6か月健診対象児の保護者に対して、健診時に親子での歯科健診の受診を案内しています。

< よい歯のコンクール >

3歳児健診でむし歯のなかった幼児を対象に翌年度に審査を行い、むし歯のなかった幼児を表彰しています。

【実施状況】

	妊婦歯科健診 受診率(%)	乳幼児歯科健診受診者数(人)		
		1歳6か月児	2歳児	3歳児
令和2年度	39.6	99	112	127
令和3年度	34.9	108	112	124
令和4年度	30.6	101	114	122
令和5年度	31.7	80	90	110

	う歯罹患率(%)			表彰児の割合 (%)
	1歳6か月児	2歳児	3歳児	
令和2年度	2.0	3.6	14.2	42.2
令和3年度	0.9	8.0	13.7	48.8
令和4年度	1.9	2.5	16.3	53.3
令和5年度	3.8	2.2	17.3	47.3

【今後の方向】

妊婦の歯科健診においては重要性が認知されてきているため、さらなる啓発を進めます。

1-12 予防接種

法律で定められた対象の子どもに対し、感染症予防のために定期予防接種を行っています。予防接種については、医療機関に委託しており、法律に基づく接種時期での接種は、無料で実施しています。平成27年10月からは、生後6か月～高校3年生に相当する年齢までの人を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行っています。

【実施状況】

	接種者延べ人数(人)
令和2年度	2,305
令和3年度	1,755
令和4年度	1,474
令和5年度	1,271

【今後の方向】

乳幼児や学童については、感染症の蔓延や重症化を予防するため、接種率の向上に努めます。

2. 食育の推進

乳幼児期から、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めます。

2-1 食育の推進

< 離乳食講習会 >

生後2～4か月の乳児を持つ親を対象に年間4回実施しています。離乳食についての基礎知識の習得、離乳の時期に応じた調理の講習と試食を行っています。

< 食育推進協議会 >

まんのうっ子食育推進部会では、保育所・こども園・小学校・中学校より担当職員を選出し、各々が行う食育事業についての情報交換、3～5歳児対象に実施している「元気なからだづくりアンケート」等の分析、その他食育に関する広報及び啓発活動等を行っています。

また、各関係団体の代表から構成される食育推進協議会では部会からの報告を受け、町全体としての問題、課題について検討し、改善に向けての協議を行っています。

< 乳幼児健診時の栄養指導 >

町の管理栄養士が乳幼児期からの食育指導を行っています。

< 広報活動 >

「広報まんのう」での野菜レシピの紹介や食育の日(毎月19日)事業を実施しています。

【実施状況】

	離乳食講習会参加者数(人)
令和2年度	32
令和3年度	26
令和4年度	37
令和5年度	30

【今後の方向】

本町の食育推進計画の実施もあり、本計画も合わせ、継続して実施します。

また、実施にあたっては、食育ネットワーク(食育推進協議会)で連携しながら効果的な実施に努めます。

2-2 保育所、こども園、小・中学校における食育

保育所・こども園・学校では、野菜を栽培し、収穫物を調理して食べたりする調理体験を実施するとともに、家庭での食育も重要という認識から、保護者給食参観、講演会などを実施しています。給食では、町内の農家と連携し、地元産農作物を使った献立の提供にも随時、努めています。

【実施状況】

	給食参観実施回数(回)
令和2年度	0
令和3年度	1
令和4年度	2
令和5年度	5

【今後の方向】

子どもたちや保護者が日々の食について考え「食に関する知識」、「食を選ぶ力」を養っていくために、こども園での実施も含め、保育所・こども園・学校での食育の取組を一層推進していきます。

3. 「木育」「花育」「生き物学習」等 自然学習の推進 《 新規 》

3-1 こども園、小・中学校における木育・花育・生き物学習等の自然学習

こども園・小中学校からの要望に基づき、木のおもちゃや遊具等での遊び体験や木を使った工作体験等を実施することにより、乳幼児期から、発達段階に応じた木とふれあう機会や情報提供を進めるとともに、木を使った工作等の体験活動や子ども参加型の木育活動を推進します。

また、フラワーアレンジメント体験により、自由な表現活動を体験し自然の美しさを肌で感じることで、こどもたちの感性豊かな心の育成に取り組めます。

さらに、本町の豊かな自然への理解を醸成するため、森や木にふれあう体験のほか様々な生き物についての学習機会を提供するなど、身近な環境保全への理解と関心を高める取り組みを進めます。

【今後の方向】

子どもたちや保護者が日々の生活の中で森林や木、草花や多様な生き物について考え、「身近な環境の保全」に関心を持つように、こども園や学校での学習支援や情報提供などを推進します。

4. 各種経済支援施策の推進

子ども医療費の助成、児童手当など、各種経済支援を行います。

4-1 こども医療費の助成

令和5年度より、満18歳に達する年度の3月末まで、医療費の助成を行っています。

【実施状況】

	対象人数(人)
令和2年度	2,149
令和3年度	1,936
令和4年度	2,027
令和5年度	2,400

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

4-2 児童手当

高校生まで、子どもの養育費用に対する支給を行っています。

【実施状況】

	対象人数(人)
令和2年度	1,640
令和3年度	1,475
令和4年度	1,291
令和5年度	1,640

【今後の方向】

国の施策に応じ、経済的支援を行います。

第3節 すべての子どもの権利を尊重する社会づくり

1. 児童虐待防止対策の充実

1-1 新生児・乳児訪問(生後4か月までの全戸訪問事業:再掲)

39ページ参照。

1-2 訪問指導、相談(再掲)

39ページ参照。

1-3 要保護児童対策ネットワークの強化

子育て不安の解消をめざし、子育てに関わる職員による相談や保護者同士の交流機会の充実に努めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする地域住民による子育て家庭への見守り・支援が展開されています。

また、虐待等が疑われるケースに対して、「要保護児童対策地域協議会」等で関係機関が課題を共有し、早期対応に努めています。

【今後の方向】

子育てに関する相談や交流の機会づくりに努めるとともに、虐待等に対する早期発見・早期対応に努めます。

2. 障害児施策の充実

2-1 教育相談

年2回、早期支援教育コーディネーター等に依頼して、町内の保育所・こども園・小学校・中学校で希望する保護者に対し、子どもの様子についての相談を行っています。

【今後の方向】

相談希望者が増加の傾向にあることから、実施回数を増やすなど、ニーズへの柔軟な対応に努めます。

2-2 早期支援教育コーディネーター巡回相談

発達の気になる子どもへの支援として、本町の早期支援教育コーディネーターが、随時相談を受けるとともに、保育所・こども園・小学校・中学校を巡回しながら子どもの様子を観察し、個々の支援方法について職員への助言・指導を行っています。

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

2-3 障害のある園児などへの指導

町内保育所・こども園では、適切な環境の下で、障害の状態や特性等に応じて発達を促していけるよう、関係機関と連携を図りながら、教育・保育内容や支援方法を工夫し、行っています。

【今後の方向】

今後も加配職員の配置等に努め、きめ細かい対応により集団生活の中で共に成長できるよう支援していきます。

2-4 特別支援教育の推進

各小中学校では、特別支援学級の設置や必要に応じた加配、早期支援教育コーディネーターによる巡回相談などを通じて、特別支援教育を推進しています。

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

2-5 医療的ケアが必要な児童への総合的な支援体制の推進

医療の発達により、医療的ケアが必要な児童は増え続けてきており、今後医療的ケア児への対応が必要になった場合には、その支援体制の整備を検討しています。

【今後の方向】

ニーズに応じて、必要な整備を検討していきます。

2-6 まんのう町心身障害児福祉年金

心身障害のある子どもに、まんのう町心身障害児福祉年金を支給しています。

(67ページ別表 3 参照。)

【実施状況】

	支給額ごとの受給者数(人)		
	年額 17,000 円	年額 12,000 円	年額 7,000 円
令和 2 年度	10	17	14
令和 3 年度	11	16	15
令和 4 年度	13	13	17
令和 5 年度	18	16	21

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

2-7 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害のある子どもを家庭で看護している父もしくは母、又は養育者に対して支給しています。(67ページ別表6参照。)

【実施状況】

	受給資格者数(人)
令和 2 年度	29
令和 3 年度	34
令和 4 年度	32
令和 5 年度	35

【今後の方向】

国の施策に応じ、経済的支援を行います。

3. 子どもの未来を応援する各種施策の推進

親世代の貧困が子ども世代に連鎖することなく、子どもたちが自由に自分の未来を選択できるようにすることが求められています。経済的支援を含め、各種施策により、子どもたちが自分の未来を選択できるよう支援します。

3-1 保育所保育料軽減

国の制度改正に伴い、令和元年 10 月から 3～5 歳児クラスの保育料は無償化されています。また、3 歳未満児においても、第 2 子は半額免除、第 3 子は全額免除としています。（67ページ別表 2 参照。）

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

3-2 認定こども園保育料軽減

国の制度改正に伴い、令和元年 10 月から 3～5 歳児クラスの保育料は無償化されています。また、3 歳未満児においても、第 2 子は半額免除、第 3 子は全額免除としています。（67ページ別表 2 参照。）

【実施状況】

	対象者数(人)
令和 2 年度	68
令和 3 年度	59
令和 4 年度	55
令和 5 年度	55

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

3-3 まんのう町遺児年金

父又は母(養父母を含む。父母ともいないものにあつては、生計を維持し、同居して扶養していた者)が死亡したことにより遺児となった子どもで、義務教育修了前の者を対象として、支給しています。(67ページ別表 4 参照。)

【実施状況】

	受給者数(人)
令和 2 年度	21
令和 3 年度	20
令和 4 年度	14
令和 5 年度	17

【今後の方向】

制度の周知に努めながら、今後も継続して実施します。

3-4 児童扶養手当

父母の離婚等により、父(母)と生計を別に行っている子どもを養育する母(父)又は養育者に対し支給しています。(67ページ別表 5 参照。)

【実施状況】

	受給資格者数(人)
令和 2 年度	158
令和 3 年度	147
令和 4 年度	139
令和 5 年度	142

【今後の方向】

国の施策に応じ、経済的支援を行います。

3-5 まんのう町児童生徒就学援助費支給

町内に住所を有し、小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒が経済的理由によって就学困難な場合、保護者に対して必要な援助を行っています。

【実施状況】

	小学校		中学校	
	受給者数(人)	受給率(%)	受給者数(人)	受給率(%)
令和2年度	98	10.0	57	12.5
令和3年度	103	10.7	57	12.4
令和4年度	104	11.2	55	11.6
令和5年度	112	12.7	60	12.6

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

第4節 安全・安心な生活環境の実現

1. 安全な道路交通環境の整備

幅の広い歩道の整備や、安全な歩道等の整備を実施します。

2. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察・保育所・こども園・学校、さらには交通安全母の会をはじめとする関係団体等が連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

2-1 まんのう町チャイルドシート着用推進のための助成金支給に関する事業

自動車事故に対するチャイルドシートの効果と有効性に鑑み、チャイルドシート購入に要する一部を助成することによって、チャイルドシート着用を推進し、乳幼児の自動車乗車中の安全確保と交通事故による身体への被害を軽減するとともに、地域における交通安全の意識高揚を図っています。

【実施状況】

	助成金支払件数(件)
令和2年度	69
令和3年度	61
令和4年度	67
令和5年度	63

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

3. 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

犯罪に関する関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習など、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

3-1 子どもSOSの家

通学路沿いの商店等を中心に、子どもたちが駆け込む緊急避難場所となり、ステッカー等を目に付くところに貼っていただくよう依頼し、子どもたちを犯罪等から守るための協力を求めています。

【今後の方向】

受託していただいている家庭、事業所及び通学している道路等、状況変化によって見直し、子どもの安全の確保を図ります。

4. 安心して外出できる環境の整備

公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化、子ども連れの方にやさしいトイレ等の整備を推進し、環境整備を図るとともに、子育て世帯への情報提供等を行います。

5. 安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等、公共施設での防犯対策を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。
また、妊婦や乳幼児・児童に向けた備蓄など、地域防災対策を充実していきます。

第5節 仕事と育児の両立のための環境づくり

1. 多様な働き方の推進及び働き方の見直し

労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発、研修、情報提供等を積極的行います。

2. 仕事と子育ての両立の促進

仕事と子育ての両立を図るため、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的行います。また、保育や放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

2-1 延長保育(再掲)

30ページ参照。

2-2 預かり保育事業(再掲)

28ページ参照。

2-3 学童保育(放課後児童健全育成事業:再掲)

27ページ参照。

2-4 病児・病後児保育事業(再掲)

30ページ参照。

第 6 節 子どもの生きる力の育成と学校・家庭教育の充実

1. 子どもが健やかに育ち、親になる準備ができる保健活動の推進

子どもが自分の健康に関心を持ち、適切な健康行動ができるよう、また、自分自身を大切にし、相手を尊重できるように、保健行政、保育所・こども園・学校、家庭が連携して教育、広報、啓発に取り組みます。

1-1 学校と保健分野の連携

次世代の健康を育む教育や、子どもを取り巻く環境や現状について、学校と保健行政が情報交換の場を持ち、必要な施策の検討に努めています。

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

1-2 インターネットにおける有害情報対策

スマートフォン等の普及とともに、ゲームや SNS などインターネット上の有害サイトを通じた犯罪の発生等が問題になっています。

これらから子どもを守るため、本来あるべき「情報との付き合い方」を学校の授業として取り入れ、情報モラルを涵養します。

情報モラルに関して学校の授業で取り上げて児童・生徒に指導を実施、フィルタリング等についての情報を家庭教育学級等の場で保護者に提供するなど、情報モラル教育を推進していきます。

【今後の方向】

各学校において、情報モラル教育を実施するとともに、家庭教育学級等において、保護者啓発を行います。

1-3 ネット・ゲーム依存対策の推進

子どもの心身の発達に悪影響を及ぼすおそれのあるネット・ゲーム依存については、依存状態に陥ることを未然に防ぐための知識の普及啓発に努めます。

【今後の方向】

乳幼児期の子どもを持つ保護者や児童生徒及びその保護者に対して、ネット・ゲーム依存に対する知識の周知や予防対策に関する啓発等に努めます。

2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

2-1 まんのう町教育研究所

学力向上を中心に、生きる力を育成するとともに、不登校など様々な教育課題の解決を図るため、保育所・こども園・小学校・中学校の連続性と系統性を図りながら、教育に関する調査研究や研修、資料整備活用に関する事業を行っています。

【今後の方向】

今後も、研究・研修等により、教員等の資質能力の向上を図るとともに、不登校など様々な教育課題の解決に努めていきます。

2-2 少人数教育の推進

きめ細かな教育・支援を推進するため、「35人程度学級」を基本とした少人数学級編成に取り組んでいます。

【今後の方向】

事業の実施に必要な講師の確保を図り、今後も「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」や香川県教育委員会の公立小・中学校学級編成基準の規定にかかわらず、少人数学級編成により、きめ細かな教育・支援を推進します。

2-3 国際理解教育推進事業

国際理解を深めるとともに、英会話でのコミュニケーション力を高めるため、小学校1年生からの英語教育や国際交流を推進しています。

【今後の方向】

小中学校の学習指導要領に基づく英語教育を推進するのに加え、英語指導助手等により、小学校1年生から英語に慣れ親しみ、外国・外国語への理解を深める教育を推進します。

2-4 ふるさと学習

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、小学校低学年の段階から発達段階に応じて身近な地域のよさを実感する授業や場の設定を行っています。特に、3年生から4年生では、「まんのうのすがた」や「ふるさと香川」を活用し、社会科や総合的な学習の時間などで、ふるさと学習を行っています。

また、満濃池をはじめ町内の文化財や文化施設、社会施設等の見学や参加体験学習も行っています。さらに、児童会や生徒会によるボランティア活動への参加や地域の人々との触れ合いなど、校内外での活動も充実させています。

【今後の方向】

今後も継続して実施し、郷土の自然や文化・歴史や先人たちの営みを学ぶことを通して、郷土まんのう町を愛し、誇りに思うとともに、夢や実践的な力を育成するふるさと教育を推進します。

3. 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携のもとに、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

3-1 ブックスタート事業

4か月健診で1人あたり2冊絵本を提供し、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ゆっくりと触れ合うひと時を持つきっかけづくりを行っています。

【実施状況】

	配布人数(人)
令和2年度	99
令和3年度	89
令和4年度	88
令和5年度	94

【今後の方向】

絵本は、子どもの発育・発達に重要な意味を持つことから、今後も継続して実施していきます。

3-2 森の恵みプレゼント事業 《 新規 》

町内の新生児を対象に、12 か月健診の際に、町産材で製作した木のおもちゃを提供し、赤ちゃんと保護者が木のおもちゃを介して、木の良さに触れながら、楽しいひとときを持ち、ひいては町内の森林への関心を持つきっかけづくりを行います。

【実施状況】

	配布人数(人)
令和 2 年度	110
令和 3 年度	107
令和 4 年度	85
令和 5 年度	85

【今後の方向】

自然素材である木材は、音がいい、重さがいい、触った感じがいい、色がいい、匂いがいいなど、乳幼児期に必要とされる、豊かな感性と心を養い、創造力を高める最適な環境を提供することから、今後も継続して実施します。

3-3 家庭教育学級

こども園入園児の保護者を対象に、家庭教育学級を実施しています。

【今後の方向】

今後もこども園において、家庭教育学級を実施していきます。

3-4 公民館まつり

公民館まつり等、子どもたちの作品の展示や、子どもたちが参加・発表するイベントの開催などを通じて、子どもたちと地域の人々が交流する場を提供しています。

【実施状況】

	参加延べ人数(人)
	① 公民館まつり
令和2年度	0
令和3年度	0
令和4年度	4,550
令和5年度	10,060

【今後の方向】

今後も継続して実施します。

4. 子どもの健全育成

地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進や、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取組を行います。

4-1 通学合宿

通学合宿は、各学校区の実行委員会が主体となり、小学4～6年生が親元を離れ、公民館などを拠点に数日間の集団生活を送りながら学校に通う事業です。通学合宿を通じて、子どもたちに地域住民や仲間たちと触れ合う機会を提供し、自立心を養い、家族への感謝を実感できる事業として実施しています。

【実施状況】

	参加延べ人数(人)
	通学合宿
令和2年度	0
令和3年度	0
令和4年度	0
令和5年度	35

※令和2年度～令和4年度については新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となります。

【今後の方向】

子どもの健全育成や、地域全体で子育てする機運を盛り上げるため、今後も地域を含めた関係機関・団体等との連携をさらに深め、活動を継続してまいります。

4-2 青少年育成会議事業

「地域で子育て」を目標に設立した青少年育成会議では、様々な事業を検討し、児童の健全育成を支援しています。

具体的には、子育ての中心となる PTA・学校関係者・町内各種団体を対象に多方面から講師を招き、子育てについて講演する青少年育成特別講演会や、町内の中学生を対象にまんのう町出身の著名な先輩を講師として招いて自身の体験を紹介していただき、中学生が将来について考える機会を提供する「ようこそ！先輩」事業を開催しています。また、夏季休業中に町内全域を青色パトロールカーで巡回し、夕方遅くまで外出している子どもに帰宅を促すこと、地域から子どもへの声掛けを呼びかける青少年育成パトロールを実施しています。併せて、青少年育成会議は、町内6箇所の小学校区にも各校区会議があり、より細やかで地域の実情に応じた事業を実施しています。

【今後の方向】

今後も、地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいきます。

4-3 少年育成センター事業

少年育成センターでは、学校・家庭・地域がより一体となる子どもの健全育成をめざし、広報啓発、相談、児童の補導などの事業を推進しています。

【今後の方向】

今後も継続して推進します。

4-4 こども家庭センターの設置 《 新規 》

従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として支援を行います。

【今後の方向】

妊産婦や子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行うため、令和7年度以降、こども家庭センターの設置を進めていきます。

■ 別表

別表1 まんのう町出産祝金(令和6年11月現在)

対象者	子どもの出生順位	支給額
まんのう町に1年以上在住し、第1子以上の子どもを出産し、養育しており、かつ、引き続き1年以上居住する意思を有している母親	第1子・2子	50,000 円
	第3子以降	100,000 円

別表2 保育所・こども園保育料軽減(令和6年11月現在)

乳幼児の出生順位	乳幼児の年齢	減免額
第2子	3歳以下	半額
第3子	3歳以下	全額

別表3 まんのう町心身障害児福祉年金(令和6年11月現在)

対象児	支給額
身体障害及び精神障害の程度が1級・2級及び㊤、Aの知的障害児	年額 17,000 円
身体障害の程度が3級・4級及び精神障害の程度が3級、㊤の知的障害児	年額 12,000 円
身体障害の程度が5級・6級及びBの知的障害児	年額 7,000 円

別表4 まんのう町遺児年金(令和6年11月現在)

対象児	支給額
父又は母(養父母を含む。父母ともいないものにあつては、生計を維持し、同居して扶養していた者)が死亡したことにより遺児となった子どもで、義務教育修了前の者	年額 10,000 円 (毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とする。)

別表5 児童扶養手当(令和6年11月現在)

対象児童	支給額(全部支給の場合)	支給額(一部支給の場合)
① 1人目	月額 45,500 円	月額 10,740～45,490 円
② 2人目加算	月額 10,750 円	月額 5,380～10,740 円
③ 3人目加算	月額 10,750 円	月額 5,380～10,740 円

※ただし、所得が一定以上の家庭については、手当の支給が停止します(対象児が18歳到達後最初の3月31日まで支給)。

別表6 特別児童扶養手当(令和6年11月現在)

対象児	支給額(対象児1人の場合)
1級(重度障害児)	月額55,350円
2級(中度障害児)	月額36,860円

※対象児が20歳の誕生日まで支給

第5章 子ども・子育て支援の見込量

第1節 需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援の需要量は、家庭類型別の子どもの数に、アンケート結果から得た意向率を乗じて、算出します。

1. 算出項目

(1) 教育・保育施設及び事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定(認定こども園(短時間)及び幼稚園) ※専業主婦(夫)家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定(認定こども園(長時間・短時間)及び保育所・幼稚園)	3～5歳
3	3号認定(認定こども園(長時間)及び保育所+地域型保育事業)	0～2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	利用者支援事業	0～5歳
2	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	0～2歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	0歳
5	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	0～18歳
6	子育て短期支援事業	0～18歳
7	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	0～5歳
8	一時預かり事業	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児・病後児保育事業	0～5歳
11	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
14	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0～3歳
15	妊婦等包括相談支援事業	—
16	産後ケア事業	—
17	子育て世帯訪問支援事業	0～17歳
18	児童育成支援拠点事業	6～17歳
19	親子関係形成支援事業	0～17歳

※3「妊婦健康診査」、4「乳児家庭全戸訪問事業」、5「養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童などの支援事業」、7「ファミリー・サポート・センター事業」8「一時預かり事業」9「延長保育事業」11「放課後児童クラブ」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込を算出しました。

※1「利用者支援事業」、12「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、13「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については、ニーズ調査とは別に検討しました。

2. 算出方法

子どもの人口の推計	コーホート変化率法によって、令和 7～11 年度の0～11 歳の子どもの人口を推計する。
家庭類型の分類	ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態(フルタイム、パートタイム、無業)から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。 【家庭類型】 ※1年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。 タイプA :ひとり親家庭 タイプB :フルタイム×フルタイム タイプC :フルタイム×パートタイム タイプC' :フルタイム×パートタイム(短時間) タイプD :専業主婦(夫) タイプE :パート×パート タイプE' :パート×パート(短時間) タイプF :無業×無業 年齢別に分類
量の見込みを算出	家庭類型ごとに利用状況・利用意向(希望)から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出する。

3. 需要量の算出イメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数(人)		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	※コーホート変化率法による年度ごと年齢ごとの推計児童数	×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

・需要量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		需要量
タイプA		×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

※年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

第2節 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み

1. 量の見込み

町内に居住する就学前児童の施設型給付・地域型保育給付の量の見込みは、以下の通りです。

■教育・保育施設提供体制(単位:人)

令和7年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		30		263	56	77	74
②確保方策	特定教育・保育施設	112		383	69	77	115
	地域型保育事業						
	合計	112		383	69	77	115
③過不足(② - ①)		82		120	13	0	41

令和8年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		27		236	56	74	78
②確保方策	特定教育・保育施設	112		383	69	74	121
	地域型保育事業						
	合計	112		383	69	74	121
③過不足(② - ①)		85		147	13	0	43

令和9年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		25		217	53	74	75
②確保方策	特定教育・保育施設	112		383	69	74	121
	地域型保育事業						
	合計	112		383	69	74	121
③過不足(② - ①)		87		166	16	0	46

令和10年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		25		218	52	71	75
②確保方策	特定教育・保育施設	112		383	69	74	121
	地域型保育事業						
	合計	112		383	69	74	121
③過不足(② - ①)		87		165	17	3	46

令和11年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		25		219	50	69	71
②確保方策	特定教育・ 保育施設	112		383	69	74	121
	地域型保 育事業						
	合計	112		383	69	74	121
③過不足(② - ①)		87		164	19	5	50

2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう就学前児童の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに各年度における必要利用定員数の確保体制の整備に努めていきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

1. 利用者支援事業

利用者支援は、子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (母子保健型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 (母子保健型)	1 か所(かりん健康センター内の子育て世代包括支援センター(母子保健型)を設置しており、引き続き継続して実施)				

2. 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

本町では、仲南こども園とかりん健康センター敷地内において実施しており、引き続き利用者のニーズに応じていきます。

現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び、今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人及び、現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人の年間延べ回数を量の見込みとして算出しております。

人回／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	217	218	212	207	201
②確保方策	217	218	212	207	201

3. 妊婦健康診査事業

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊産婦に対する健康診査に係る量の見込みについては、出生0歳児人口の推計に健診回数(妊婦14回、産婦2回)を乗じ年間延べ回数を量の見込みとして算出しております。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,376	1,376	1,312	1,280	1,248
②確保方策	県内医療機関に健診を委託し、実施していきます。				

4. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師・看護師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	86	86	82	80	78
②確保方策	86	86	82	80	78

5. 養育支援訪問事業等

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して保健師・助産師・看護師・保育士等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	保健師または助産師が家庭を訪問し、事業を実施していきます。				

6. 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。

ショートステイは、保護者が疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、子どもの養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (ショートステイ)	7	7	7	7	7
①量の見込み (トワイライトステイ)	14	14	14	14	14
②確保方策	町内外の施設や里親に委託し、事業を実施していきます。				

7. ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(利用会員)と、援助を行うことを希望する人(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	ニーズに応じて、実施体制の整備に努めます。				

8. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主に昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点及びその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(1号認定)】

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

※本町では幼稚園を設置していないため、量の見込みの算出対象外となります。

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(2号認定)】

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

※本町では幼稚園を設置していないため、量の見込みの算出対象外となります。

【一時預かり事業(上記以外の一時預かり)】

上記以外で、不定期に利用する場合の事業です。

ニーズに対応できるよう、町内での体制の整備に努めます。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,844	2,688	2,542	2,516	2,486
②確保方策	2,844	2,688	2,542	2,516	2,486
②－①	0	0	0	0	0

9. 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、こども園等において保育を実施する事業です。

現状の体制で量の見込みに対応できるため、引き続き現状の維持に努めます。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	123	116	110	109	107
②確保方策	123	116	110	109	107
②－①	0	0	0	0	0

10. 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。近隣市町の医療機関等を受け入れ施設として実施することにより、量の見込みを確保します。

子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「留守番させた」と回答した人および、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人の年間延べ日数を量の見込みとして算出しております。

人日／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,246	1,178	1,114	1,103	1,090
②確保方策	1,246	1,178	1,114	1,103	1,090
②－①	0	0	0	0	0

11. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

町内の全小学校区で1年生から6年生までを受け入れています。

現状の体制で量の見込みに対応できるため、引き続き現状の維持に努めます。

【量の見込み】

人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	88	82	78	58	59
	2年生	86	88	81	77	57
	3年生	85	85	87	80	77
	4年生	67	54	54	56	51
	5年生	69	68	54	55	56
	6年生	72	67	67	53	54
	合計	467	444	421	379	354

【確保方策】

人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②確保方策	1年生	88	82	78	58	59
	2年生	86	88	81	77	57
	3年生	85	85	87	80	77
	4年生	67	54	54	56	51
	5年生	69	68	54	55	56
	6年生	72	67	67	53	54
	合計	467	444	421	379	354
②-①		0	0	0	0	0

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」とは、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

現状の体制で量の見込みに対応できるため、引き続き現状の維持に努めます。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」とは、特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営を促進するための事業です。

この事業は未実施ですが、今後、必要に応じて実施を検討します。

14. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労有無や理由を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、保育所等に通っていない家庭の子ども(生後6か月～3歳児未満)を保育所等の施設にて月一定時間までの利用可能枠の中で預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や集団生活の機会を経て子どもの成長を促す制度です。

令和7年に制度化され、本町においては令和8年4月より実施予定としています。

人／人回		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳6か月～1歳未満	-	2	2	2	2
	1歳以上～2歳未満	-	1	1	1	1
	2歳以上～3歳未満	-	1	1	1	1
②確保方策		-	3	3	3	3

15. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

妊娠届出数の推計数にこども家庭庁が定める1組あたりの面談回数(3回)を乗じ年間延べ回数を量の見込みとして算出しております。

人回／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	252	240	234	228	228
②確保方策	妊娠届出時、妊娠 8 か月時(希望者)、赤ちゃん訪問時に保健師または助産師が面談を行います。				

16. 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

産婦数の推計と産後ケア事業の利用実績の割合および平均利用日数を乗じ年間延べ日数を量の見込みとして算出しております。

人日／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	21	20	19	19
②確保方策	県内の医療機関、助産院に事業を委託し、実施していきます。				

17. 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業」とは、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業のことを言います。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	-	-	-	-	-

※本町においては現在、国の動向を確認しつつ体制の整備に努めております。

18. 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業」とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、「子どもの最善な利益の保障」と「健全な育成を図る事業」のことを言います。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	-	-	-	-	-

※本町においては現在、国の動向を確認しつつ体制の整備に努めております。

19. 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業」とは、児童との関わり方や子育てに悩み不安を抱える保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業のことを言います。

人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	-	-	-	-	-

※本町においては現在、国の動向を確認しつつ体制の整備に努めております。

第 6 章 母子保健サービスと健康水準の指標

第 1 節 指標設定の前提

母子保健サービスと健康水準について、国の『『健やか親子21(第2次)』について検討会報告書』に掲げられた指標等も踏まえながら、本町の計画期間における指標を設定します。

第 2 節 母子保健サービスと健康水準の指標

1 乳幼児健診の受診率(施策内容については 36、37、38ページ 第4章第2節1-1 参照)

	令和5年度実績	令和 11 年度目標
乳幼児健診(4か月)	100%	100%
乳幼児健診(8か月)	98.0%	
乳幼児健診(12 か月)	97.6%	
1歳6か月児健診	100%	
2歳児健診(2歳6か月)	98.9%	
3歳児健診(3歳6か月)	98.2%	

2 マタニティ関連事業(施策内容については 38ページ 第4章第2節1-2 参照)

	令和5年度実績	令和 11 年度目標
妊娠届出時の個別相談	全例面談(入院等で難しい場合は後日電話連絡)	全例面談
妊娠中の妊婦の喫煙率	0%	0%
妊娠中の妊婦の飲酒率	0%	0%

3 新生児・乳児訪問(施策内容については 39ページ 第4章第2節1-3 参照)

	令和5年度実績	令和 11 年度目標
新生児・乳児訪問実施率	97.8%	100%

4 歯科保健(施策内容については 43, 44 ページ 第4章第2節1－11 参照)

	令和 5 年度実績	令和 11 年度目標
1歳6か月児健診時に 仕上げ磨きをする親の割合	90.2%	92.0%
虫歯のない3歳児の割合	82.7%	85.0%

5 予防接種(施策内容については 44 ページ 第4章第2節1－12 参照)

	令和 5 年度実績	令和 11 年度目標
1歳6か月児健診時に 四種混合、麻疹・風疹の予防接種が終了し ている者の割合	89.0%	90.0%

第 7 章 計画の推進

第 1 節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

1. 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、すべての町民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

町民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて町民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めます。

本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、多様化した子育て支援に関する町民ニーズにきめ細かく対応していくために、子どもを含む町民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

2. 庁内関係機関の連携

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。町民に効率的かつ効果的な支援を提供するため、関係各局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

第 2 節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、町民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

参考資料

1. 計画策定の経過

年月日	事 項	内 容
令和6年 6月20日	第1回子ども・子育て会議	(1)会長・副会長選出について (2)子ども・子育て会議について (3)子ども・子育て支援事業計画について (4)子ども・子育て支援に関する アンケート調査について (5)今年度の開催スケジュールについて
令和6年 7月、8月	子ども・子育て支援に関する アンケート調査の実施	
令和6年 10月8日	第2回子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書について
令和6年 11月28日	第3回子ども・子育て会議	(1)第3期まんのう町子ども・子育て支援 事業計画(骨子案)について (2)第3期まんのう町子ども・子育て支援 事業計画(素案)について
令和7年 2月3日～ 3月2日	パブリックコメントの実施	
令和7年 3月24日	第4回子ども・子育て会議	
令和7年 3月		計画策定

2. まんのう町子ども・子育て会議条例

まんのう町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日条例第 27 号

(設置)

第1条 次代のまんのう町を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、まんのう町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する活動を行う団体の代表者
- (4) 子ども・子育て支援関連業務担当課の行政職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3. まんのう町子ども・子育て会議委員名簿

※敬省略

役 職	氏 名	備 考
まんのう町副町長	長森 正志	会長
学識経験者	有信 眞智子	
社会福祉法人浄願福祉会いろは保育園園長	増田 実裕	副会長
まんのう町社会福祉協議会事務局長	細原 敬弘	
まんのう町母子愛育連絡協議会代表	西村 登志子	
つどいのひろばひまわり事務局代表	篠原 宝子	
まんのう町民生委員児童委員協議会会長	真鍋 隆	
まんのう町 PTA 連絡協議会会長	栗尾 龍	
まんのう町園長・校長会会長	山内 秀則	
まんのう町役場福祉保険課長	池下 尚治	
まんのう町役場健康増進課長	松本 学	
まんのう町立こども園園長	片岡 生子	

4. 用語集

【あ行】

■預かり保育

幼稚園・こども園において、通常の教育時間終了後や、長期休業日に子どもを預かる事業。

■育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申し出により子どもを養育する為の休業を取得することができ、事業主はこのことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限(小学校就学前のこどもの養育を行う場合)の制度、勤務時間の短縮など(3歳児未満の子どもの養育を行う場合)の措置がある。

【か行】

■確認を受けない幼稚園

「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続される幼稚園をいう。

■家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者(保育ママ)の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者(保育ママ)による保育を行う事業をいう。

■教育・保育施設

『認定こども園法』に規定する認定こども園、『学校教育法』に規定する幼稚園、『児童福祉法』に規定する保育所をいう。

■居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、乳児・幼児の居宅において家庭保育者による保育を行う事業をいう。

■ケースカンファレンス

利用者の状態の変化や新しい課題や問題点等がないか、適切な支援が提供されているかどうか等について検討する会のこと。

■子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動をいう。

■子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

■子ども

『子ども・子育て支援法』(第6条)において、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援制度の根拠法令となるものです。「子育ては保護者に第一義的責任(最も重要な責任)がある」という考えを基本に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための、3つの法令(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)を言います。

■子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

■コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団(コーホート)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

【さ行】

■事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほかに、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業をいう。

■児童館

「児童福祉法」(第 40 条)に基づく児童福祉施設である屋内型の児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としており、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が配置されている。

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げることをいい、虐待を疑い発見した場合の通告は、法律で義務付けられている。

■児童心理司

児童相談所において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わる職員のこと。

■児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けている等様々な事情により、家族による養育が困難な2歳から概ね 18 歳の子どもたちが生活している施設をいう。

■小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19 人以下で保育を行う事業をいう。

■食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むことをいう。

【た行】

■地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいう。

■地域子ども・子育て支援事業

『子ども・子育て支援法』(第 59 条)に定められた事業で、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業などの事業をいう。

■特定教育・保育施設

市町村から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された施設のことで、施設型給付(公費)を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

■認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの(保育事業の実施には県知事への届出が義務付けられている)をいう。

■認可保育所

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事の認可を受けているものをいう。

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、「保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「施設に通っていない子どもも含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域における子育て支援を行う」等の機能を持ち、都道府県知事が条例に基づき認可する。認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプがある。

①幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的に運営を行う事により、認定こども園としての機能を果たすタイプ

②幼稚園型・・・認可幼稚園が、保育の必要性の認定を受けた子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

③保育所型・・・認可保育所が、保育の必要性の認定を受けた子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

■ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せずに、健常者とともに助け合いながら暮らしていくことが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策のこと。

【は行】

■花育

こども園の園児を対象に、フラワーアレンジメント体験を通して自由な発想による自己表現の機会を提供することで、季節の花や緑に触れ、自然の美しさを感じることができる感性豊かな心を育成することを目的とする事業。

■バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的、制度的な障壁や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。現在では、一歩進んで、障害の有無や年齢、性別などにかかわらず誰もが社会参加しやすい環境を、予めデザインするユニバーサルデザインの考え方も取り入れられています。

■ブックスタート

0 歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動のこと。

■保育所

『児童福祉法』(第 39 条)に定められた、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設をいう。

【ま行】

■マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際等に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。

■木育

子どものころから木を身近に使っていくことを通じて、人・木・森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを目的に、木材の効能を最大限に活かして人の育ちを支援しようという教育活動。特に幼少期における木製玩具・遊具での遊びは、その感触や匂いなどから五感を使うことで感性を養い、豊かな心を育むと言われている。

【や行】

■ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを大人に変わって日常的に行っている子どものことをいう。

■幼稚園

『学校教育法』(第22条)に定められた、満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行う施設をいう。

第3期まんのう町子ども・子育て支援事業計画

策定年月：令和7年3月

発行：香川県まんのう町

編集：まんのう町教育委員会 学校教育課

住所：〒769-0313 香川県仲多度郡まんのう町生間415番地1

電話：0877-89-7100

F A X：0877-89-8100